

JICA 環境社会配慮ガイドライン第2回フォローアップ委員会

日時 平成十五年十一月二十一日（金曜日）

午後二時二分開会 JICA 国総研国際会議場

出席委員（敬称省略）

議長／ビューロ	原科 幸彦	東京工業大学総合理工学研究科教授
委員／ビューロ	川村 暁雄	APEC モニターNGO ネットワーク
委員	松本 郁子	FoE ジャパン
委員	松本 悟	メコンウォッチ
委員	作本 直行	アジア経済研究所開発研究センター次長・ 法制度研グループ長
委員	澤井 克紀	国際協力銀行環境審査室環境2班課長
委員(代理人出席)	佐々木 英之	(社) 海外コンサルティング企業協会環境部会
委員	山田 彰	外務省経済協力局無償資金協力課長
委員(代理人出席)	山崎 信介	農林水産省大臣官房国際部国際協力課長
委員(代理人出席)	根井 寿規	経済産業省貿易経済協力局技術協力課長
委員(代理人出席)	藤森 祥弘	国土交通省総合政策局国際建設課長
委員(代理人出席)	稲葉 一雄	国土交通省総合政策局国際業務課長
委員(代理人出席)	田中 秀穂	環境省地球環境局環境協力室
委員	田中 研一	独立行政法人国際協力機構国際協力専門員
委員	富本 幾文	独立行政法人国際協力機構企画・評価部
ビューロー	鈴木有津子	独立行政法人国際協力機構企画・評価部環境女性課長

欠席委員（敬称省略）

委員	森嶋 彰	広島修道大学人間環境学部教授
委員	村山 武彦	早稲田大学理工学部複合領域教授
委員	吉田 恒昭	拓殖大学国際開発学部教授
委員	石田 恭子	環境・持続社会研究センター
委員	西井 和裕	フィリピン情報センター
委員	高橋 清貴	日本国際ボランティアセンター
委員／ビューロ	片山 徹	(社) 海外環境協力センター専務理事
委員	河野 章	外務省経済協力局国別開発協力課長
委員	沼田 幹夫	外務省経済協力局技術協力課長

◇◇◇ ◇◇◇ ◇◇◇

- **事務局 鈴木有津子（以下 鈴木）** お手元には、すみません、委員と委員ではないかたの間に差が出てしまっているのですが、委員のかたに対しては「FC2-1」という厚めの資料が1冊、「FC1/2」というフォローアップ委員会の設置要綱という1枚紙があります。

この設置要綱に関しましては、前回、第1回のときに共同議長ということで、私ども JICA のほうが案を作っておりましたが、議長は1名ということになりましたので、そこを直したものでございます。ですから、これは「1-2」ではなくて「1/2」という、第1回フォローアップ委員会の番号をそのまま使っている資料です。

委員のみですが、『JICA News』というのを配付しております。『JICA News』の7ページに、環境社会配慮ガイドラインの改訂委員会の提言がまとめ、原科教授からうちの緒方理事長に提言が提出されたということで、JICA 関係者のところに、こういったニュースレターを出したということをご報告するためにお配りしました。もし、当日参加者等で関心があるということであれば、そこだけ部数等がなかったのでオリジナルをお配りできないのですが、その部分だけ後でコピーができますので、欲しいということであれば、お申し出ください。

以上です。

- **原科議長** スタートしましょうか。
- **鈴木** 資料の案内だけいたしました。

皆さん、どうもお待たせいたしました。ただいまより JICA 環境社会配慮ガイドライン第2回フォローアップ委員会を開催いたします。

資料は先ほど確認しましたので、本日の議題です。一つめはビューローによる打ち合わせの報告をします。二つめが、JICA 案についての協議をいたします。

まず初めに、ビューローによる打ち合わせの報告を、私からさせていただきます。

前回、第1回を11月12日に開催しておりますが、その席で、このまま JICA の案をパブリックコメントにかけるには、もう少し議論したほうがいであろうという結論になりました。それを踏まえまして、この1週間程度の時間を利用して、JICA でさらにいろいろ文言を検討した、あるいは皆さんからご指摘されたような事項についての検討を行いました。

あと、前回はお二人の松本委員がご欠席ということでしたので、その間、松本委員等に提出いただいていたコメントの内容等についてお話をさせていただいております。それで、特に松本悟委員からは、自分がお出しになったコメントについては紙で答えを JICA から求めたいということがありました。お配りしている資料では、頂いたコメントが「FC1/8」、それに対しての JICA の回答が「FC.2-4」という形で、準備させていただきました。

それと、JICA が何をこの間、検討してきたかというところの説明を若干させていただきます。数点ございまして、大きなところは、前回、章立てが二つになっていましたが、やはり3章立てのほうがいであろうということ、特に基本方針あるいは理念といったところをきちんと明らかにすべきだという意見がありますので、2章立てを3章立てに戻したということがございます。あと、緊急時の措置というところを、きちんと一つの項目出しをして書いたというところがございます。それから、社会環境と人権への配慮というところも盛り込みました。JICA の意思決定に関して、きちんと一つ、また項目を盛り込みました。こういった作業をしていたというところが

主なことです。後で詳しいご説明をさせていただきます。

そして、ビューローで話しましたのがパブリックコメントの実施方法についてです。基本的に本日まとまりましたら、当初の予定のように12月にパブリックコメントにかけたいと思っています。そして今、とりあえず3か所を予定しています。東京2か所、大阪1か所です。これに関して前回の意見では、もう少し幅広く意見を聴取するために対象地域を拡大できないかということがございましたので、今、JICAがJ-netというテレビ会議システムを持っていますので、それを使ってやれないかどうか、JICAの各センターに確認をしています。センターに関心者がだいたい集まるということであれば、その場所には設置するという方向で検討しているということをお話ししました。

それと、海外については日本語のままの提供ということではできませんので、英訳を早速いたしまして、事務所から相手国に説明するという形で、またやっていきたいということをお話しさせていただきました。

以上です。

◇◇◇      ◇◇◇      ◇◇◇

- **原科議長** ご紹介、ご説明どうもありがとうございました。

それでは早速、今日の議論に入りたいと思います。本日、3時間の予定です。今日、この資料を用意していただきまして、短期間にかなり精力的に作業をしていただきまして、おおむね私どもが前回お願いしたことにおこたえいただいたようにお願いします。それで、細部について検討していきたいと思います。

その前に確認です。FC2-3の「JICAガイドライン案と改訂委員会提言の比較」とございますが、この左右の対照表は、もとのものはすべて漏れなく掲載しているということですね。

- **事務局 上條哲也（以下 上條）** JICAガイドラインが左側にありまして、そのJICAガイドラインに該当する部分の提言の文言が右側にあります。ですから、構成を少し変えていますので、提言のほうは少し順番が入れ替わっているところもあります。だけど、文章は全部入っています。
- **原科議長** そういうことで、全部これで確認していただけたと思います。

それでは、早速ガイドライン案を見てまいりたいと思います。

最初のページ、FC2-2の1/30のところ、まずガイドライン案の目次です。目次をまず確認したいと思います。

このような構成になりましたが、何かご意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、私から一言。

I、II、IIIと3部構成にさせていただいたことは、私は大変にけっこうだと思います。これは前回の議論にこたえていただいたと思いますが、1番めのところのタイトルが「序論」という表現ですが、ガイドラインで序論というのは、何か少し変な感じがします。論文の書き方みたいです。序論というよりも、基本的事項とか基本的考え、そういう表現のほうがいいのではないかと思います。提言では「基本的事項」という表現ですので、基本的事項でいいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。1番めのところ、「序論」という表現ではなくて。どうでしょうか。英語に訳してイントロダクションだとちょっと軽い感じがしますね。やはり「基本的事項」のほうがいいのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

- **上條** 章立ての項目をどうしようかということ考えたのですが、幾つかのガイドラインというようなものの目次立てを見てみた中で、あと英語にするときどうするのかということも考えたのですが、特に絶対こうでなければいけないというつもりはありません。ですが、英語でいうとイントロダクションという部分になるのかなという気がしまして、日本語では「序論」としました。
- **原科議長** 私はイントロダクションというのはあまり長くないと思っているので、三つの構成の第1部を構成するという印象には、イントロダクションだと弱いのかなという感じがしたのです。中身はかなり総合的な、基本的な考え方を示しておりますので、「基本的事項」という表現のほうが、むしろ序論は1ページぐらい、その前に入るかもしれないですね。
- **富本委員** 基本的に基本的事項でよろしいと思います。その前に前書をつけ加えて、そこにはせっかく改訂委員会で大変長い議論を頂きましたので、そのことも少し加えて、そこをイントロダクションにしたいと思います。
- **原科議長** では、そのようなことでよろしいでしょうか。ほかに何かございますか。  
 今日のご出席が少ないようなので心配ですが、これはよろしいですか。ほかのかたから何かコメントはございましたか。特に今日は時間がないから難しいですかね。  
 では、次に参りましょう。2/30、次のページに参ります。「序論」と書いてある部分は「基本的事項」ということにいたしますが、その部分についてご意見を頂きたいと思います。順番に2/30と3/30と、両方からご意見を頂きたいと思います。特に書き出しの文章はいろいろご意見があるかもしれませんが、いかがでしょうか。  
 私が気になったことを一つだけ言いますね。最初の、これは前も気になっていたのですが、ただ、翻訳だけの話ですけれども、「1.1 理念」の2行め、「第17原則において」という訳文ですが、「環境影響評価は、国の手段として環境に重大な悪影響を及ぼすかもしれず」と書き出していますね。「国の手段として」というのは後ろのほうにかかるのですが、ここに「国の手段として」という言葉を入れると、読んだときちょっと変な感じがするので。だから、「国の手段として」というのは後ろにずらして、要するにこれは「実施すると」にかかるのですね。ですから、「国の手段として」は外して、次の行の「決定に服する活動に対して、国の手段として実施されなければならない」という表現のほうがいいのではないのでしょうか。
- **鈴木** すみません、これは定訳はありますか。
- **原科議長** 定訳はないと思います。あるのかな。定訳があつたって、訳が間違っている場合が・・・。
- **鈴木** 外務省さんとか定訳ありますか。
- **原科議長** 定訳というのはあるのかな。どうぞ。
- **富本委員** リオ宣言については、たしか環境省さんで仮訳という形でしょうか、それを参考にさせていただいて、今のご意見も取り入れたうえで、どういう位置がいいか。
- **原科議長** 多分、仮訳だと思います。
- **富本委員** 恐らく仮だと。
- **原科議長** その辺、ちょっと気になりました。あと、何かございますでしょうか。  
 もう一つだけ事実関係で言いますと、今度は今のページの真ん中辺ですが、追加をしていただいた部分のやはり真ん中よりちょっと上ですが、「JICAは1988年の第一次環境分野別援助研究会の提言に基づき」というパラグラフの真ん中あたり、「他方、JBICが1989年以降、環境配慮のた

めのガイドラインを導入し」という表現、これで間違いとは言いきれないのですが、89年以降という、その前どうだったではないですけども、この前も提言のときにちょっと言いましたね。JBICというのは99年にできたので、その前、JBICという言い方、名称を使うと誤解を招くかなと思ったので、この辺の表現は、むしろOECDですよ、JBICの前身、一部です。この辺の表現が事実関係として、このことをご存じのかたは変に思うかもしれません。この辺をちょっと工夫していただきたいと思います。輸出入銀行と合体して99年にできましたので。だから、89年というのはOECDの時代で、輸出入銀行は持っていなかった。JBIC自体、存在しなかったから、この辺の事実関係をきちんとしておかないとうまくないかなと思いました。

○ **鈴木** 分かりました。こちらはそのように直します。

○ **原科議長** ほかにございますでしょうか。いいですか。

では、3/30のページで何かございますか。松本悟委員、どうぞ。

○ **松本悟委員** いろいろ手直しを頂きましてありがとうございます。

1点確認は、11番めの「国際約束」についてです。これで明確ではありますが、これまで「国際約束」というものについては、具体的には例えば無償資金協力の場合はE/Nの締結という表現をしてきました。今回の独法化によって、この国際約束というものが新たに定義され直したと伺っております。この場において確認をしたいのが、具体的に国際約束というのが開発調査、無償資金協力、技術協力プロジェクトにおいて、口上書でも何でも構いませんが、どの時点で、どういう名称で行われたものを今後、この「国際約束」と呼ぶのかという点について確認させてください。

○ **原科議長** 上條さん。

○ **上條** 環境女性課の上條です。この「国際約束」という言葉は、国際協力機構法ができ、その中で使われている言葉です。実際は口上書の交換とかそういうものになるかとは思いますが、それが日本国政府と相手国政府の中で結ばれて、それに基づいてJICAが協力を始めるというものです。ですから、開発調査であれば事前調査の前の段階でそういうものが結ばれますし、無償資金協力のための事前の調査であれば、またその事前調査の始まる前に結ばれます。技術協力プロジェクトであったとしても、その事前調査の前に国際約束が結ばれて、それに基づいてJICAが協力をを行うというものです。

○ **松本悟委員** 分かりました。

○ **原科議長** ほかにございますでしょうか。

簡単なことですが、2/30に戻っていただいて、「目的」のところの書き方ですが、提言では「本ガイドラインは、」と主語が入っていたのですが、ガイドラインでは「本ガイドラインは」と「、」が入っていませんね。これは入れておいたほうがいいのかという感じがします。どうですか。対照表を見ていただくと、FC2-3の3/41のページに書いてあります。提言では「本ガイドラインは、」と頭に入っていますので、目的を書くので主語は入れておいたほうがいいのかではないですかね。分かりきったことですが、何となくそっけない感じがするので、「本ガイドラインは、」と書いたほうがいいのかという感じがしました。

○ **鈴木** はい、それはそういう形で直します。

○ **原科議長** もう一ついいですか。3/30のページの定義の15番ですが、「Record of

Discussion(R/D)」です。「Record of Discussion」ですから議論して決めるわけでしょう。だから、「議論のうえ」とかそういう表現は入れなくてよろしいでしょうか。協議の結果ですね、こういう内容を決めるということ。そうではないのですか。私の感じだと、「スケジュール、負担事項などを協議したうえ、規定した文書」のことで、「協議」とか、そういうアクションが分かるように書いたほうが良いと思いましたが、いかがでしょうか。その必要はないですか。

- **松本悟委員** これは多分、S/W も協議のうえ決めるもので、JICA 世界の言葉の意味かなと私は思っています、そこだけ「協議」を入れると、何かいS/Wは協議をしないのかなになってしまうので、こういう慣習だということのほうが良いのかなという気がします。
- **原科議長** そうですか。私は協議は大変大事だと思って。入れたほうが良いかと思います。いかがでしょうか。13、14、15 はそういう意味ではみんなそうですね。つまり、「協議のうえ」と言えるその趣旨は、ケース・バイ・ケースで議論して決めるのだということが伝わったほうが良いのではないかと。そうしないと、もうすでにほかで決まっていて、そのとおりにやってみたくて、そうでなくて、むしろケース・バイ・ケースで協議して決めて、それを記録としてとどめて、それに従って判断する、そういうダイナミズムが分かると思いましたが、「協議のうえ決めて記録する」という表現はどうかなと思いましたが、いかがでしょうか、JICAのご担当のかたの感想は。
- **上條** 協議は絶対するのですが、ここはドキュメントの説明という趣旨で書きました。どちらでも良いといえどどちらでも良いのですが、入れなくても分かるかなという気はするのですが。
- **原科議長** 富本委員、どうぞ。
- **富本委員** 重要なお示唆いただいたので、「協議を踏まえて」とか、「協議のうえ」という文言を3項目について入れさせていただきます。
- **原科議長** それではそのようにお願いします。ほかにございませんか。どうぞ、鈴木さん。
- **鈴木** 確認します。そうすると、「Scoop of Work」は、同様に協議する旨を入れる、ということですね。
- **原科議長** そうです。

では、次に参ります。4/30、5/30のページになりますが、何かご意見ございませんでしょうか。それぞれ前回の議論を踏まえて、それにこたえていただいた部分が多いと思いますが、ほかにも何かございましたらお願いいたします。

では、私が質問を一つ申し上げます。5/30ですが、「1.6 相手国政府に求める要件」の1番めのところで、「相手国政府は、プロジェクトの計画・決定」と「・」が書いてありますが、これは問題なく理解できるかどうかなのですが、「計画・決定」、こういう表現でよろしいでしょうか。

「プロジェクトの計画とその実行の決定、実施の決定」とか、そんな表現もあるかなという気がするのですが、その必要はないですか。「計画・決定」でよろしいですか。いかがでしょう。

富本委員、どうぞ。

- **富本委員** この「・」の意味ですが、プロジェクトの決定ということでございます。要するに、最終的にはプロジェクトの計画づくりについても JICA が協力いたしまして、最終的にこういうプロジェクトで実施したらいいだろうという提言をいたします。それを受けて再度、相手国政府としてこれをこういう形で実施するというような決定を行うということです。その場合においても、

この環境社会配慮調査の結果を考慮していただきたいという意味で、計画だけではなくて、政策決定の部分においてもそれを反映していただくという趣旨でございます。

- **原科議長** そういうことだと思います。ですから、「計画とその実施の決定」とか、そういう表現のほうが分かるかなと思ったのですが。今おっしゃったとおりに私も理解しましたので、そういう表現にしておいたほうがいいのかと思いましたが、いかがですか。
- **富本委員** では、「計画とその決定において」というようにいたします。
- **原科議長** ほかにないようでしたら、次の6/30に参りましょう。「緊急時の措置」というところで、この前議論いたしまして、これもこういう格好で修正案を示していただきました。いかがでしょうか。松本悟委員、どうぞ。
- **松本悟委員** どういう場合かとか、何について議論するかということがクリアにはなったのですが、一見この文章だと、どうも一般的なケースについてというふうに読めるのです。緊急を要する場合の環境社会配慮に関して諮問すると。私のイメージは、個別個別の場合に応じてこの諮問が行われると理解をしているのですが、このあたりについては、どのように考えておられるのか教えてほしいのですが。
- **原科議長** 今の件。
- **上條** この場合は、かなり例外的だろうと想定はしているのですが、ある協力事業の要請があつて、それが明らかに緊急を要するという理由が明確だと JICA のほうで判断した場合は、要請検討時にはなると思いますが、審査諮問機関に諮りたいという趣旨です。つまり、その理由と、どのような方法で対処するかというあたりを説明して、この諮問機関の助言も得たうえで決めたいという趣旨です。
- **田中悟委員** つまりは、これは一般的に緊急を要する場合の環境社会配慮に関して諮問するのではなくて、個別個別のケースに応じて諮問するというでいいということですね。
- **上條** 個々の協力事業ごとということですよ。緊急を要する協力事業と JICA が判断した場合は、それを諮問するということです。
- **原科議長** 富本委員、どうぞ。
- **富本委員** 前回もちょっとお話ししましたがけれども、個々の事業についてすべて諮問ということですが、同時に国の状況なり、セクターの状況なりも当然ご説明をしたうえで、個々の事業と同時にプログラム化される可能性もあります。そういったことについて、まず全体状況というのをご説明する可能性があり、そこはお含みいただきたいと思います。
- **原科議長** 今のだと、何か一般的な表現のような感じなので、もう少しある程度限定的に表現したいということだと思います。これだと JICA が緊急を要する場合の環境社会配慮に関してですけども、むしろ「緊急を要するために通常環境社会配慮の手順を踏むことが困難と思われる場合」、そのように限定しないほうがいいのかではないですか。その場合には、こういう特別の諮問をするという。通常のプロセスで、カテゴリーAとBは、諮問は当然するわけですね。ですから、緊急を要する場合で、「通常環境社会配慮の手続きが困難と思われる場合には諮問する」というような表現のほうがいいのかではないのですか。
- **上條** ただ、なお書きのところ「緊急を要する場合は」とはこのようなことで、先生に言っていたことは一応書いたつもりです。

- **原科議長** そうすると、そういう表現をすると重複になってしまうかな。「なお、緊急を要する場合」はむしろ困難と考える場合とはこれこれと説明すればいいのかな。手続きが困難と考えればこれこれこれと。何かこれを工夫していただくといいように思いました。

松本悟委員、どうぞ。

- **松本悟委員** 前回の会合に出られなかったものですから、私が個別に JICA とお話をさせていただいたときに、「なお」の後が前にあったほうが分かるのではないかというお話はさせていただいて、まさに今の原科先生と同じですけれども。

もう一つは、先ほど口頭でおっしゃったように、要請段階から個別の案件に応じて方針や計画というものに対して諮問するということは明記していただきたいと思います。私がいちばん気にしているのは、幅広く取れるような書き方にしすぎるのはまずいかなど。ある程度、フレキシビリティが必要だと思いますけれども。

そう思っていますので、できれば「なお」以下を冒頭に持ってきてもらう書き方にしてほしいということと、要請段階からこのことを行うということ、そして個別のケースに応じて方針や計画について諮問するということをご検討してほしいと思います。

- **原科議長** いかがでしょう。そういう趣旨で文言をもう一回、吟味、修正していただいてよろしいですか。

- **上條** はい、分かりました。

◇◇◇ ◇◇◇ ◇◇◇

- **原科議長** お願いします。

それでは、次に、1のところはこれで一区切りつけてよろしいですか。フロアからどうぞ。お名前をお願いいたします。

- **自然環境研究センター 白井氏** 自然環境研究センターの白井でございます。

文言とは関係ないことですが、今回の資料の最後に私のほうから、先回の「緊急を要する場合の本ガイドラインの趣旨を踏まえ適切に対応することについて」という文章をつけさせていただきました。

- **原科議長** 資料 FC2-5 ですね。

- **自然環境研究センター 白井氏** そうでございます。

- **原科議長** 厚い資料ですけれども、後ろから3枚めぐらいですね。

- **自然環境研究センター 白井氏** 申し訳ございません。私、3時に帰らないといけないものですから、ちょっとお話しさせてよろしいでしょうか。

今回のガイドラインの訂正で、かなり緊急時の措置ということでお話が出ているわけですが、ここに書いてございますように、イラクのことにしまして、1月14日に JICA から公示が出ておりまして、その分野等につきましては添付のところを見ていただければ、業務内容とか主要な分野というのはすべて書いてございます。インフラ整備ということにもかかわらず、この主要な分野というところに、社会環境、自然環境、環境影響評価という部門が全くないという、非常に私のほうでは心配しております。自然環境にしましては、そこに書きましたように、UNEP 等がかなりいろいろな心配をしておりますので、このようなことを踏まえたうえでやっていただきたいと考えております。

なぜこれを書いたかといいますと、文言等の検討もそうですが、このようなことを考えると、メカニズムのほうもぜひ同時並行的によく考えていただきたいと思います。なぜ今回、イラクの1月14日の公示が出るに至って、自然環境とか社会環境、環境影響評価の分野が抜けてしまったかというところを検証していただいて、それを生かすような形で、ガイドラインを実施に向けてメカニズムのほうを考えていただきたいと思います。

このガイドラインと関係はございませんけれども、今回の1月14日のイラクの公示に関しましても、ぜひ業務の範囲の内容など検討していただいて、自然環境、社会環境、環境影響評価の分野も入れてくださるような形をお願いしたいと思います。

以上でございます。

- **原科議長** 今この段階でお答えできる範囲でお願いいたします。どうぞ。
- **鈴木** 今、白井さんから、環境関連の国際機関とかが情報をいろいろ集めているということで非常によい提言を頂いたと思いますが、イランの一つの案件のことにに関して、この場で議論というのは、今日は時間の関係等もありますので、これは置いておきたいということがあります。

もう一つは、ご承知のとおり、今、公示中と言われたように、入札というのはある一定の条件の中で競争しなければいけないということがありますので、これについて、ここで深入りして検討するというのは、ある特定の方はさらに有利な条件を聞いたというようなことになりますので、それについては、ここでは議論は避けたいと思っています。必要ならば、入札に影響を及ぼさない形で、今のようなご提言のようなものを JICA として反映してほしいということでお話をさせていただくのは、私どもとしてはやぶさかではないので、そういった場ということでご処理いただければありがたいと思っています。ご提言の中身としては非常に環境を大事にするということで、それは私たちとしては今回、ガイドラインで話し合っているように重要なことだと理解しております。

- **原科議長** ということですが、よろしいでしょうか。私もこれは今、こういう議論をしている最中で、しかも提言が出た直後なのに、こういう公示内容が出たというのは残念ですね。
- **山田委員** ちょっとよろしいですか。入札に影響の範囲で一般論を申し上げます。イラクの環境については、イラクの支援に対しては日本だけではなく各国、それから国際機関もいろいろなプロジェクト・プロポーザルを出しております。UNEP などもいろいろなプロジェクトを出して資金を求めている。ただ現実問題として、UNEP はじめ国際機関は今、活動している状況にはないというのが一つです。

それから、これも私が言う立場には実はないのですが、この公示も、実際はイラクで行うのではなくて、イラクの外で情報収集・分析を行いましょうということで、とりあえずこういうことが並べられているということであって、それはイラクの環境の状況を見無視してどんどん進めていくということでは当然ないのであろうと理解しております。特にイラクの支援が本格化したときには、環境への配慮というのは当然重要に考えられるべきですし、そうした環境に関する情報の収集が、これはある意味では非常に幅広く、何でもとにかく情報収集・分析を行うという公示がなされているのであろうかと思いますが、そこの中身については実際に入札が決まったあとで、どういうことをやるのかということが決まるのだと思いますが、公示において環境の話が無視されているということではないのだらうと理解しています。

- **原科議長** この FC2-5 の 2 枚めのところの資料、これですか、番号 1。おっしゃったのはこれでよろしいのですね。イラク国のインフラ。これですね、案件名。その「業務の範囲及び内容」と書いておられるところの「業務内容」の「ア 情報収集・現状分析」の項目の中で、「イラク国全土を対象に、以下の情報収集・分析を行う」のところの「(ア) 既存情報の収集・整理・分析」の意味合いは、自然環境、社会環境、環境影響評価というような言葉は使っておりませんが、こういったものを当然含むと理解してもらいたいということになります。既存の情報という表現ですが。いかがでしょうか。

富本委員、どうぞ。
- **富本委員** ただいま山田課長のおっしゃった点、JICA としてもう一度確認したいと思います。

白井さんからの指摘については、大変重要な指摘としてまずとらえたいと思っております。それから、今後こういったいろいろな公示を出す、あるいは調査を実施する、これは現ガイドラインは来年 4 月 1 日以降、要請された案件について対象にするということになっておりますけれども、それ以前についても、できるだけこのガイドラインの趣旨を踏まえて行うということを念頭に置いておりますので、そういう体制も含めて今検討しております。

ご指摘の点については、関係部とも話をしたいと思っておりますけれども、この場でこの案件について細かく、ご指摘の分野を入れるとか、入れないとか、そのような話をするのは差し控えさせていただきますが、今おっしゃった点は、現実に実施されるときには反映するように、うちの部からも責任を持って対応したいと思っております。

以上です。
- **原科議長** ぜひそのようにお願いいたします。すでに提言は出ておりますし、今、ガイドラインも作っておられますので、パブリックコメントも始まりますから、それを踏まえて対応するというところで進めていただきたいと思っております。

白井さん、どうぞ。
- **自然環境研究センター 白井氏** 山田さんのおっしゃったことで気になったことがあるのですが、このように公示で主要分野が書かれてしまうと、コンサルタントは普通、これ以外の人員は出しません。そういうことになりますと、例えば総括のかたが環境影響評価をやるのかというと、多分やらないと思います。ですから、この辺の主要分野というのは非常に重要なところでございまして、今、ここでこの話はしないということになりましたけれども、その辺のことはよく踏まえたうえで、今後、お考えになっていただけると大変ありがたいと思います。
- **原科議長** 富本委員、どうぞ。
- **富本委員** 再度念押しをするようでございますけれども、今、ご指摘を頂いた点については真摯にとらえて関係部を指導したいと思っております。
- **原科議長** 「業務の範囲及び内容」というところ、「(1) 業務内容」で、その次が(2)のはずが(3)になっています。(2) ですよ。「主要な分野」のア、イ、ウ、エ、オ、次のページ、カ、キ、クというところに、自然環境、社会環境が明記されていないので、そのことですね。

どうぞ、フロアのかた。お名前をお願いします。
- **JICA 社会開発調査部 黒柳 (以下 黒柳)** JICA 社会開発調査部の黒柳です。今、富本次長から関係部を指導すると言われましたが、指導されるほうの者でございます。

この調査の目的をよく見ていただきたいのですが、この調査で開発計画、復興プログラムを策定すると言っているというわけではなくて、復興を策定するためのいろいろな情報を収集しましょうよと言っているのです。ですから、この調査で情報を収集する内容はこれだけですと。計画を策定するときには当然、もっと違ういろいろな情報が作成・収集されることになるのです。ですから、この業務だけで復興プログラムを作るということではないので、その点だけご理解いただければいいかと思います。我々、社会開発調査部が環境の視点に対して全く視点が欠けているかということ、そういう仕事のしかたは決してしていないと思っています。

- **原科議長** そういうご説明でございますけれども、ただ、ここに書いておられるように「インフラ整備、復興支援を効率的・効果的に実施するため」と書いておられますから、そうすると、環境情報をきちんと把握しないで、効率的・効果的になるのかという素朴な疑問が生じてしまうので、少し気になります。  
松本郁子委員、どうぞ。
- **松本郁子委員** 私も原科先生がおっしゃったコメントと同じことを考えております。やはり基本的な調査をするときに、基本的な枠組みを作るときに、どこにどの重要な環境の資源があるかということ把握しないでその情報収集をすると、インフラ計画に非常に大きな問題が生じる可能性があると考えておりますので、やはり大きなプロジェクトを考えるときは、同時にやはり環境の資源についての調査もやっていただくことが、このガイドラインを実施していくうえでも非常に重要ではないかなと思います。
- **黒柳** 繰り返しになりますけれども、ご指摘のような調査をやらないと言っているのではなくて、これからの調査の中で、いろいろな情報を集めていく中で当然やることになります。この調査のこのプロジェクト研究という、この基礎的調査の中ではこれだけしか集めないという、業務を明確化しているだけで、今後のことについて一切触れてないのだと思います。この調査の中で、これだけをしますと言っているということ、ぜひご理解いただければと思います。
- **原科議長** 松本悟委員、どうぞ。
- **松本悟委員** この基礎的調査、つまりプロジェクト研究というのは、開調（開発調査）なのでしょうか。ガイドライン上のくくりを教えてくださいたいと思います。
- **原科議長** 富本委員、どうぞ。
- **富本委員** たまたま、この案件については開発調査の予算ということになっておりますけれども、基礎的研究ですから、いろいろな場面で行う場合もあります。この案件については基礎研究という分類で情報収集をすると、あくまでも情報収集ですから、それに基づいて、今度は具体的なプログラムをこれから考えていく、あるいは協力をしていくということでございます。
- **松本悟委員** くどいようすけれども、つまり開調、無償資金協力、技術協力プロジェクト、連携D/Dしか私たちは議論してこなかったのですが、それ以外の枠組みで調査が行われることがありうるかどうかというのが私の質問ですが。
- **富本委員** ガイドラインを適用するうえで必要な調査というのは、今おっしゃったようなスキームで十分だと思います。それ以外には、例えば国総研がやっている国別調査とかセクター別調査とか、さまざまなものがございます。ですから、それについてもすべてガイドラインを適用するかどうかという一つの議論はあるかと思いますが、今のところは、特に直接的なインフ

ラ案件の形成にかかわるような仕組みというものに対して、ガイドラインを適用するというように考えております。

- **松本悟委員** つまり、我々は戦略的環境アセスメントの考え方を導入するということをやってきました。まさにこの基礎的調査というのは最も上流にある部分だと理解します。しかし、それは今言った開調、無償資金協力、技術協力プロジェクトおよび連携 D/D の範囲外、したがって、このガイドラインの適用外ということになると、それで正しいのかどうかというのは疑問を持ちますが、いかがでしょう。

- **富本委員** 適用外という明確な縛りをしてしまっているのかどうかということは議論がありますが、我々としてはこういうガイドラインを頂いて、今おっしゃった直接的な事業以外、JICA の全事業に対してもこの趣旨を生かすような取り組みにしていきたいと考えております。それはご心配にならなくてもいいのではないかと考えております。

なお、例えば国総研でやっている環境の研究会、これは第 1 次のガイドラインを作るときにもそういう研究会をやりましたが、これもやがては 5 年後に改訂もあるでしょうし、その前にはある程度の研究ということもするかもしれません。あるいは、今議論になっている緊急復興ということについても、さまざまな面から研究を進めていかなければならないと考えております。それは人権の問題もあり、あるいは平和復興というそのもののアプローチをどうするか、それと環境というものをどうするかということについても、さらに経験を積みながら、よりいいものにしていかなくてはならないと考えております。

ですから、このガイドラインで今のところは、直接的な対応ということは限定しておりますけれども、趣旨としては、JICA の全事業にも生かしていきたいということでございます。

- **原科議長** 松本悟委員、どうぞ。

- **松本悟委員** くどいようですが、新しい環境社会配慮ガイドラインの考え方を踏まえてというのは非常に積極的にも聞こえますし、とてもあいまいにも聞こえます。我々とすれば、どこまで適用するのだろう、どこからは適用外なのだろうかというのが、当然個々に出てくることになります。

したがって、私としては例えば今おっしゃったようなことからいけば、こういう基礎的調査のようなものはⅢの環境社会配慮の手続き上は乗っかってこないけれども、例えばⅠ、Ⅱについては、基本的にはガイドラインに沿って行ったりとか、そういうような、もう少し明確な方針というのを示していただいたほうが透明性が上がる、あるいはアカウンタビリティが高まると思います。

- **富本委員** 具体的な何か文言上のもはありますか。すぐに思いつかないのですが。

- **松本悟委員** 提案された臼井さんの趣旨からどんどん離れていってしまうのですが、プロジェクト研究というものがある存在して・・・、というのは JICA の枠組みって我々外の人間にとっては分かりにくいわけです。議論を重ねれば重ねるほど何か新しい枠組みが出てきたり、新しいスキームがあったり、実は新しいプロセスがあったり、我々の知らない世界がどんどん出てくるという意味で、今回も、この段階になってやっとプロジェクト研究って一体何だろうという、初めて出てくるテーマになってしまうということだと思っております。

したがって、私とすれば FAQ (Frequently Asked Questions) を、今日の後の議論の中に出てきますけれども、ガイドライン本体ではなくて、FAQ みたいなコーナーも設けると書かれていま

すので、そこでも構いませんので、JICA が持っている細々とした調査スキームに対してガイドラインがどのように適用されるのか。特に私はⅢの手続き上、乗っかってこないものも、Ⅱは部分的に精査しなければいけないのかもしれないかもしれませんが、Ⅰ、Ⅱについては適用すると。趣旨を生かすとか何とかではなくて、ⅠとⅡについては適用しますというような書きぶりでFAQに載せていただくというようにしていただいたほうがいいと思います。

- **富本委員** 検討させていただきます。臼井さんの提案については十分尊重するというのを、もう一度申し上げたいと思います。それから今、松本さんがおっしゃったことについては、持ち帰り検討させていただきます。
- **原科議長** 田中研一委員、どうぞ。
- **田中研一委員** 補足の説明をさせていただきたいと思います。

このイラクのプロジェクト研究につきましては、緊急復興にかかわる支援プログラム策定に係る本邦および周辺国における基礎調査ということになっておりますけれども、この中から今後、例えば道路や水資源、保健ですとか、プロジェクトとしてこれが大事だというものが出てきた段階で、おそらくそれぞれの分野で環境社会配慮に関する調査をそこでやっていくことになると思います。ちなみに、最近マスタープランをやる案件につきましては、戦略アセスメントをマスタープランの上流域でやっていこうというケースもあり、このガイドラインの今の動向を踏まえて試行的にやっていこうという動きも最近出てきております。

ですから、もう一度申し上げますけれども、この次の段階になったときには、臼井さんがおっしゃったような点をかなり調べていくことになり、環境社会配慮面を調べていくというようになるものと思われま。

以上です。

◇◇◇      ◇◇◇      ◇◇◇

- **原科議長** よろしいでしょうか。

私は戦略アセスという立場で考えますと、やはりこの段階から自然環境、社会環境の調査もするべきだと思います。ただ、これは新しいガイドライン適用前なので、そこまで配慮がなかったのかもしれませんが、本来はこの段階からやるべきだと思います。4月以降はプロジェクト研究もぜひやるようにしていただきたいと思います。

では、2番めの7/30からずっと参りましょう。8/30、9/30とございます。8/30のところ、「2.4 審査諮問機関への諮問」とございますが、この部分はいかがでしょうか。

では、私が一つ質問します。8/30の「2.4 審査諮問機関への諮問」の「4. 調査作業監理委員会」ということになっていますが、前は「作業監理委員会」という表現だった。普通は「調査」が頭に入るのですか。
- **上條** 私もう一回、規程をちゃんと見たのですが、正式には「調査」と入ります。すみませんでした。
- **原科議長** そうすると、この「監理委員会」の「監理」という字を変えていただきたいと私は申し上げたが、これは今の名称で使っていると。
- **上條** はい。今の規程の中で使われている言葉遣いです。
- **原科議長** 富本委員、どうぞ。

○ **富本委員** これにつきましては、前回のフォローアップ委員会での指摘も受けまして、今、担当事業部で検討しているところがございます。独法化後、今組織がえとかいろいろな人事の問題もやっております、それと並行いたしまして、この作業監理委員会の在り方についても検討しているところがございます。これについては、検討状況を担当からご説明させていただきたいと思っております。

○ **黒柳** 作業監理委員会の検討状況でございますが、JICA が持っていない技術なりコンサルタントの分野の技術といいますか、それに対する技術的なサポートが必要であろうというのは、そういう面での作業監理委員会が持っていた機能というのは、なくすことは多分できないだろうと思っておりますけれども、字で言うところの「監理」の「監」そのものも時代後れになってきているのは間違いないですし、支援を必要とする分野も時代とともに刻々と変わるものですから、作業監理委員会そのものの在り方について、来年4月1日に向けて、名前・機能をまさに今検討しているところです。

そういう意味で、ここに「作業監理委員会」という言葉が入ってくることが、実際にこのガイドラインを運用するとき、もうすでになくなっている可能性があるものをここに載せておくのはどうかという気持ちはします。それは余談ですけれども、検討状況としては、今後、この議論も参考にして、どうすべきなのかということ、まさに検討しているところです。

○ **原科議長** そうしますと、「調査作業監理委員会」という表現ではなくて、もう少し別の表現を使っておいたほうがいいのかもしいかなもしれないですね。今おっしゃったように、技術的な助言を受ける何とかとか。機能を書いて、この名称は使わないほうがいいのかもしいかなもしれないですね。

○ **富本委員** 改訂委員会での議論では、特に作業監理委員会とガイドラインの関係がかなり議論されたのではないかと思います、ここにあって関係を取り上げているわけでございます。したがって、将来的に名前が変わって、例えば支援委員会という形になるかもしれませんが、その場合においても諮問機関との関係においては、必ずそういった委員会が助言を得るという趣旨をここに書きたいと思っております。

ですから、作業委員会に括弧して、将来名称が可能性があるというようなただし書きでもけっこうですが、言いたいことはそういうことでございます。現行でパブリックコメントにかける場合、現時点では12月1日以降、4月までの間は作業監理委員会というのは生きておりますので、そのうえで議論していただきたいと思っております。ですから、括弧でそういうただし書きを入れることは可能でございます。

○ **原科議長** そうですね。「現行の調査作業監理委員会のような技術的支援を受ける委員会の場合は」とか、そんな感じの表現にしておけば対応できますね。今の件、そのようにお願いいたします。

ほかにございますでしょうか。松本悟委員、どうぞ。

○ **松本悟委員** 少しだけ話を戻らせてください。6/30の1.7、先ほど富本さんに検討をお願いしたところにプラスで、この部分と併せて検討していただきたいということですが、「1.7 対象とする協力事業」が、この三つを対象にしているということがここに書かれているので、先ほど言った、それ以外の調査の扱いについても、もしご検討された場合、ここに反映していただきたいということをつけさせていただきます。

○ **原科議長** 6/30 の「1.7 対象とする協力事業」。三つこのように我々、議論してまいりまして、これに書いてございますけれども、それ以外の場合もありうるということでしたので、それも含めることができるように表現していただきたいということでございます。いかがでしょうか。

○ **富本委員** それは可能かと思えますけれども、ただ、手続きの面とかはだいぶ違いますので、その文言をご相談させていただいてよろしいでしょうか。ご趣旨はよく分かりますので。

○ **原科議長** それでは、先に参ります。9/30、10/30、Ⅱの部分の残りはいかがでしょうか。

9/30 のところでは、「2.6 参照する法令と基準」のところ、この前議論いただいた「ガバナンス」という表現も入れていただきました。このように前回の議論にこたえて修正をしていただいております。

では、10/30 のところで、「2.10 ガイドラインの適用と見直し」、ここもかなり議論したと思います。本ガイドラインは2004年4月1日から施行するということでございますけれども、それ以前に要請がなされた案件についてもできるだけ対応していただくということで、可能な項目については、本ガイドラインを適用して協力事業を実施するという表現になっております。いかがでしょうか。

松本悟委員、どうぞ。

○ **松本悟委員** これも文言に盛り込めるというよりは、考え方を説明していただきたいということです。「2.8 JICA の意思決定」と「2.9」「2.10」に書かれている異議申し立てというものについてです。私は実は意思決定について必ずしもこだわっていないというコメントを前回出させていただきました。そして今回、ここに明確に書かれてきたわけですが、JBIC のガイドラインの議論のときに、行政不服審査法上、異議申し立てという法律用語は機関の意思決定に対して行うという、いわゆる処分主義という原則に基づいて議論がなされました。それについては、実は必ずしも行政救済法が ODA では適用できないのに、その部分だけしゃくし定規に適用するのはいかななものかという議論をしましたが、最終的には国内の行政不服審査法を準用する形で解釈が成り立ってしまったわけです。

今回、私が一つ危惧しているのは、JICA の意思決定をこうやって明記することはいいのですが、今後の異議申し立て制度の議論の中で、JBIC 同様、この JICA の意思決定についてのみ、つまり処分主義に基づいてのみ異議申し立て制度を機能させることが今の時点で想定されるのかどうか、そのことについてだけ確認をさせてください。

○ **原科議長** 今の件は、それでは鈴木さん、どちらに答えていただきましょうか。

○ **鈴木** 諮問機関の権限について考えているところ、ということですよ。機能としては、考えているのが環境配慮社会、環境室なり何なりの仮称のものを設けるとしますので、そこに対しての答申、また、配慮内容、協力事業の環境社会配慮面の内容等についての答申、あるいはカテゴリーA、B の分類等の是非についての答申ということになると思います。

○ **原科議長** 上條さん。

○ **上條** 前回の案で「意思決定」という言葉を落として、そのとき松本（悟）さんからもコメントを頂いて、そこで意思決定という言葉を使わないのであれば、異議申し立ての案件はどうなのだというご質問を書面で頂いたのです。JICA の中で確認した限りでは、JICA がそこで「意思決定」という言葉を使おうが使おうまいが、異議申し立てを受け付ける、そういう体制を整備するとも

う書いてありますので、そこは行政不服審査法と JICA の業務の関係というのは議論の余地がいろいろあるらしいのですが、私はあまり詳しくは分かりません。そういう法律との関係は当然あると思いますが、ここで「異議申し立てを受け付ける」と書いてある以上、その制度をこれからどうしようかという議論をこれからまたいたします。ですから、「意思決定」という言葉を使おうが使おうまいが、JICA は異議申し立ては受け付けたいと、そして、そのことはこれから議論したいという状況です。

- **原科議長** ということは、行政不服審査法に基づく解釈の部分があっても、そう限定しないで、もっと幅広く、むしろ JICA のガイドライン遵守という観点から異議申し立ては受け付けますということですね。
- **上條** 今、法務室の者も来ていますので、ちょっと説明してもらいます。
- **大久保** 総務部法務室の大久保と申します。

行政不服審査法第 1 号で、異議申し立ての対象としているのは公権力の行使ということで、JBIC さんのガイドラインのときに、どういう議論があったのかというのははっきり確認していませんが、公権力の行使に対しては異議申し立てができるという制度になっています。

JICA のどういう行為が公権力の行使に当たるのかということについては、具体的な問題が起こらないと正直言って分かりません。法律的に今、JICA の行為で明らかに行政法上の処分と言えるものは、情報公開法に基づいて JICA が開示請求をするかしないかということに関して決定することは行政法上の処分にあたるので、異議申し立て制度が法律上定められています。ただ、法律上定められている行政法上の異議申し立て制度とは全く関係のない枠組みの中で、今回のガイドラインの中の異議申し立て制度というのは作られているものと理解しています。

ですので、法律上、異議申し立て制度ができることの効果は、その処遇の取り消しとか、あるいは場合によっては損害賠償請求ができるということになると思いますが、それが JICA の行為に対してできるのかできないかということは、実際に具体的な問題が起こらなければ分からない。もし公権力の行使に該当するのであれば、JICA がそれを意思決定と呼ぼうが何と呼ぼうが、裁判官がそれは公権力の行使なので異議申し立てを受け付けなさいということになれば、それは受け付けることになると思います。

ただ、今までの議論の対象は、行政法上の異議申し立て制度ではなくて、ガイドラインの中で作る JICA の異議申し立て制度だにご理解いただければと思います。

- **原科議長** 今のでよろしいですか。
- **田中悟委員** JBIC もそうあってほしいと思っているぐらいのところですね。私は、その理解ならば、ここに書いてある意思決定というのはむしろプラスだと思います。
- **原科議長** JBIC は少し限定しすぎたというか、運用段階で限定してみると、かえって困ることになると思います。現実の、問題に対して答えることが大事なので、問題解決が優先しますからね。ほかにございますでしょうか。川村委員、どうぞ。
- **川村委員** これは提言の文言の中身というより、むしろ扱いというか議論のしかたについての確認だけですが、メコンウォッチの松本さんから出されている FC1/8 の 11 ページで、「附属文書の作成」というのが上がっていますね。これについても終わってから議論するという流れでよろしいですね。

- **原科議長** いや、私としてはこの案を一通り終われば、それで漏れたものはもちろん対応しますがけれども、基本的には、この案を見ていただくことで終わればよろしいと思います。漏れたらもちろん対応しますが、また全部やり直すのは時間がかかってしまって、あまり効率的でないと思いますので。
- **川村委員** 今、申し上げましたのは、11 ページに書いてあるのは、附属文書に当たるものを作成するべきだという議論なのですね。FC1/8 の 11 ページ、「その他フォローアップ委員会で議論してほしい点」ということで、このガイドラインの・・・。
- **原科議長** これは別の項目になると思います。この部分に関しては。
- **川村委員** それに関連してまた。
- **原科議長** 後ほど。Ⅱの部分はよろしいでしょうか。ほかにはないようでしたら、Ⅲに入ります。11/30 からです。「環境社会配慮の手続き」というところになります。氏家委員、どうぞ。
- **佐々木委員** 代理で出ております佐々木と申します。  
 11 ページの「3.2.1 事前調査段階」の 1 番、「環境社会配慮に必要な調査団員を派遣し、現地踏査を行う」とありますが、提言にも同じような物言いだったと思いますけれども、提言のガイドラインの外側で環境社会配慮に必要な調査団員についてはいろいろな種類の専門家があるので、その辺も分けて担当できるようなことを求めていたと思いますが、この辺、少なくともカテゴリー A についてなののははっきり分かりませんが、環境影響に重要な要因についての専門家を派遣するという意味合いがこもった文章にならないかと思えます。  
 と申しますのは、もうすでに長い何か月もの間、環境社会ガイドラインの改訂について議論されていた内容が、我々コンサルタントとして JICA さんと一緒に仕事をしている中で、いろいろなものが一部取り入れられて、アクションが始まっていると思いますが。例えば開発調査のフォローアップと申しますか、提言がどのように 1 年か 1 年半ぐらいあとに生き延びているのかとか、どのように受け入れられているのかという部分が、すでに我々委託を受ける業務の中に反映されておりまして、戦略的アセスという言葉も一部業務指示書に出てきているとも聞きますし。  
 なんですけれども、この事前調査段階とか必要な開発調査段階で、相変わらず環境社会配慮団員が 1 名のことがほとんどでして、それもコンサルタント側から提案段階に提案できることではありますが、指示があれば非常にすっきりと提案できるのですが、競争の中で提案する場合は、いろいろなことがあります。制約があつて、そうできない場合があつたりしますので、その辺、明確に、この辺のガイドラインの中の文章で書いていただければクリアになるなと思えます。
- **原科議長** 今の点、いかがでしょうか。「環境社会配慮に必要な調査団員」という表現になっておりますが、もう少し分野を表現すると何と申しますか、具体的に申しますか、どういうことになりますかね。必要な調査団員ですから、今のを含むと思えますけれども、これではちょっと表現が弱いというような問題ですか。富本委員、どうぞ。
- **富本委員** この必要な調査団員という文言の中に、今のご趣旨は入っていると思いますが、これは提言の表現をそのまま使っております。できれば早く提言を固めたいという趣旨もございまして、この点についてはこのままにさせていただいて、またパブリックコメントの段階で、ぜひご意見を言っていただいてもかまわないと思えます。それで最終的な案を固めるというのは、いかがでございますでしょうか。

- **原科議長** いかがでしょう。積極的にパブリックコメントしていただいて、具体的にどういう表現がいいか、ちょっと私も分かりませんので。「複数の」とか、そういう表現がよろしいですか。一人だけではどうもおっしゃったので。ただ、場合によっては一人でもいい場合もあるし。
- **佐々木委員** 多分カテゴリーAにカテゴライズされる場合は、必ず非常に気になることがあるわけです。その専門家を入れるということが……。それはこれに含まれているといえ、またそうなのですが。
- **原科議長** 「必要な分野の」とか「各分野の」とか、そのような表現になるといいと。
- **佐々木委員** そうですね。
- **原科議長** 今の点に関していかがでしょうか。どうぞ。
- **鈴木** もし分野ということを入れていくと、例えば、ジェンダー一人、公害の何とか一人と、全部分けるということになるのかなと。かなりスペシファイされてしまうのではないかと思うので、むしろ逆にこの「必要な」という表現がいちばん適当ではないかと私自身は思うのですが、いかがでしょうか。
- **原科議長** では、「必要十分な」とか入れますか。必要で十分。
- **佐々木委員** 我々、業務指示書や公示という情報を見る中で、予算の制約上、最後に対応される部分ではないのかなと。兼務できればそれに越したことはないという扱いを必ず受けてしまうようなことがらではないかと心配するのですが。実際今そうです。今もかなりの部分がそうなので。確かに一人で兼務できないのか、大学・大学院での学問のバックグラウンドが自然系の人であっても、幾つかそういう案件をしながら社会系のこともこなせるのではないかと、そういう評価で多分団員が選ばれ派遣されるのだと思いますけれども、例えばカテゴリーAに分類される理由が社会系の問題であれば、自然系の問題も必ずあるはずですから、そのときには「必要な」というときに、何でもオーケーという意味になってしまうような気がします、それを歯止めをかけるといいますか、それをもっと積極的に対応できるような言葉をここに置いておく方法はないのかという意味です。
- **原科議長** そうすると、「必要な複数の」という表現が好ましいというご意見ですか。つまり、環境と社会だったら、環境最低一人、社会最低一人、複数ですね。二人以上と。そういうご意見と考えるとよろしいですか。  
田中研一委員、どうぞ。
- **田中研一委員** 実際にカテゴリーAに当たるような案件は、これまでも多いときには5人ぐらい、分野ごとにお一人ずつ入ってもらったケースが今までありました。私も「必要な」という意味が含まれていると思いますが、どうしても今おっしゃるようなことを入れたいというのであれば、例えば「環境社会配慮に不可欠な分野の調査団員を派遣し」というような表現であれば、不可欠という意味において自然環境と社会環境、あるいは住民移転の専門家も入るかもしれません。そういうニュアンスは出るかもしれませんが、基本的には「必要な」という言葉で、私はそれは含まれていると思っております。
- **原科議長** どうぞ。
- **松本郁子委員** 私は、この佐々木さんのご指摘は非常に重要なご指摘ではないかなと思っております、先ほどのイラクのお話を聞いておりましても、開発の計画を先に作って、そのあとに環

境を見ればいいではないかというように聞こえてしまって、今までこの環境ガイドラインの策定の中で議論をしてきたのは、やはり環境もなるべく早い段階から、計画を作る段階から見ていく重要な要素であるという議論をしてきたと思っていますので、具体的にこのガイドラインが本当にどのように生かされていくのか、今のこの必要な文言、「必要な調査団員を派遣し」という文言でここで議論してきたような必要な社会と環境と、あるいはそれ以外の分野のかたという配置がやりにくい状況であるのであれば、やはり文言できちんと書き込んでいく必要があるのではないかと思います。

- **原科議長** そうしますと、今、田中研一委員がおっしゃったような、「不可欠な分野の」という表現が入ったほうがいいでしょうか。

富本委員、どうぞ。

- **富本委員** マスタープランとかフィージビリティ・スタディとかいろいろなレベルがありまして、複数がいいのか、では何人がいいのかという議論になります。「必要な」も十分日本語では含んでいると思いますけれども、「必要不可欠な」ということでよいと思います。あとはいろいろな状況とか調査の内容とか、実施するためのいろいろな指針がいろいろな分野において、今後整備されなければならないと思います。例えば緊急復興のときに、そういう環境を入れるときに、どの程度のものをやるのかなど。もちろん十分に情報収集する必要はあると思いますけれども、そういったようなところでやっていく必要があると思います。

同時に、調査というのは幾らでもお金をかければ十分にできると思いますが、独法化後、なかなかそういうことが許されない状況、要するに効率的にやらなければならないということを一方で要求されております。これに対しても JICA としてこたえなければなりませんので、そこはおのずと限界がある。ですから 10 人でも 20 人でも張りつけていいのかとなりますと、それはいかんともしがたい。

それから、私の一般的な状況では、日本の F/S の調査は、かなり調査団員が多いのではないかと考えておまして、他の援助機関はもう少しスリムにやっている部分があるのではないかと。それは非常に優秀な専門家が逆に入っていて、一人で幾つかの分野を兼ねられる場合もある。経済分析とマクロを両方やっていたり、環境でも幾つかの分野をカバーできるような人もいます。日本の業界がどのようになっているかということはまだ分かりませんが、そういう効率化ということも一方で要求されているということをご理解いただきたいという中で、「必要不可欠な」というような表現でいかがでしょう。

- **原科議長** 皆さんのご意見をまとめまして、「環境社会配慮に必要な調査団員」という表現の部分は、「環境社会配慮に必要な不可欠な分野の調査団員」、そういう表現に変えていただきます。これはこの部分だけではなくて、ほかにも整合させないといけないということになりますね。これに該当する部分、ほかにも併せて修正してください。そういうことにいたします。

よろしゅうございますか。では、そういうことにいたします。

- **佐々木委員** 効率化のお話を聞いてしまうと、そこはいじめられてしまうという気になってしまうのですけれども。やはり自然系の団員と社会系の団員は、いかんせん根本的に思想もバックグラウンドも違うと思いますが、重要な案件については、必ず二つの兼ねないラインが必要だと書いていただくわけにはいかないのでしょうか。カテゴリー案件だけでもいいと思いますけれども。

- **原科議長** 二人が大事なのでしょう。二人以上と。
- **佐々木委員** 少なくとも二人以上という環境配慮の・・・。
- **原科議長** 一人ではなくて二人ということが大事なのでしょう。つまり自然と社会は違うので。
- **佐々木委員** 皆さんのご意見が聞きたいので。
- **原科議長** 富本委員、どうぞ。
- **富本委員** 人数にはこだわりませんが、今おっしゃった理科系のかたと社会系のかたが全然分野が違うという議論はちょっといかがかと思えます。要するにコンサルタントでも、例えばハードの専門家のかたがたも社会環境配慮については十分、見識を持っていただかないと、高速道路の設計しかできない人というのをい出されてきたら、今度はこちらのほうがむしろこれはいかがかなと考えざるをえないと思えます。ですから、そこは相当幅広い、例えばプロジェクトマネジメントをする人は、確かに道路の専門家かもしれないけれども、そのかたは同時に社会配慮ガイドラインについても十分通曉していると。そして、それに対する配慮もできるという人を充てていただかなければならないということですから、理科系と社会系という分け方で議論するのはいかがかと思えます。

ただ、私としては人数についてはこだわりませんが、必要不可欠というところで、趣旨はもう十分そのようになっているし、確かに効率的だということは、我々JICAとしてはマストでございますから、そこでかなり厳しいネゴシエーションをさせていただきます。同時に、JICAとしてこのガイドラインを作った以上、その趣旨を生かすということについては、ぜひご理解いただきたいと思えます。別にいじめるとか、そういうつもりは全くないわけで、我々としてはコンサルタントも対等の立場として今後やっていかなくてはいけないと思っております。もし、これまでの対応がそういう疑念を持たれたようであれば、それは反省しなければなりませんけれども、対等なパートナーとして必要なものについては議論すると。

- **原科議長** これから、この新しいシステムになりますと、審査諮問機関もできます。そこでの議論もありますから、必要不可欠な団員の配置先なり、そこで決まりますよね。そういったことも当然勘案されるようになると思えますからようすが変わってくると思えます。

ただ、自然科学と社会科学は別々というのは必ずしもそうではないとおっしゃったのですが、別の観点から言いますと、一人の専門家がいるよりも、二人以上の専門家がいることによって相互に相対化できるといいますか、独善的にならないといえますか、そういうことがありますから、二人というのはかなり意味があるように私は思いました。そういう意味で、二人以上ということが分かるような表現も悪くないなという感じがいたしましたけれども、それは自然科学、社会科学という領域というよりも、もっと別の観点の考えです。

田中研一委員、どうぞ。

- **田中研一委員** カテゴリーAの案件につきましては、おそらくこれからは社会環境をやるかた、それから自然環境をやるかた、場合によっては公害環境をやるかたというような分野、今現行のJICAの環境ガイドラインが三つの分野に分かれておりますので、そういったところに配置される可能性はあると思えます。けれども、基本的には、日本人の専門家は、現地で現場をよく知っておられるローカルの環境コンサルタントチームの人たちに対して適切なアドバイスをしながら相手国がやる環境影響評価を側面からJICAが支援するという立場になりますので、ある意味で、そ

ういった現地の環境専門家チームを引っ張っていけるような能力を持った人が、JICAの本格調査の日本人団員として環境社会配慮に入らないといけないと思っています。

ですから、その分野につきましては、佐々木さんがおっしゃっているように、おそらく必要不可欠な分野、社会環境と自然環境はカテゴリーAについては必要になってくると思いますし、現に今も現行のカテゴリーAに当たると想定されるような案件では、そういう形を取っているケースもあります。ですから、逆に言いますと、そこに行かれる専門家のかたの非常に高い能力、マネジメント能力というのが求められるとっております。

- **原科議長** ちょっと待ってください。そちらから手が挙がってしまして、今の関係ですか。
- **松本郁子委員** 関連していることです。少し言い過ぎかなと思いますけれども、確かに非常に予算がタイトだという現状はあるのだと思いますが、今まさに事業の質が問われている中で、数よりもやはり質を求めていただく必要があるのではないかと思います。もちろん、ここに「必要な団員」と書かれてありますので、社会について専門家の必要がないプロジェクトというのが実際あるのかなと私は思いますけれども、そういった予算の面は今後の環境審査室の体制ともかかわると思いますけれども、そこについては十分新しいガイドラインを実施していくうえで必要不可欠なものだと思いますので、予算の話というのはちょっとどうなのかなと思いました。
- **原科議長** 富本委員、どうぞ。
- **富本委員** まさに質を求められるというのはおっしゃるとおりでして、我々としては何人も何人も調査団員を張りつけるということよりも、本当に必要な調査団員を張りつけるというところに集中したいという意味で、予算が場合によっては、A案件で環境社会配慮が必要なときには、むしろハードの団員よりも社会配慮、環境配慮の団員のほうが多いかもしれない。しかし、いずれにしても最終結果というものが質がいいものになると、まさに松本さんがおっしゃった点を我々としては希求したいと。

ですから、トータルの予算が非常に厳しいわけですから、その中で、JICAとしてはどこを一体守っていくのか、効果的に持っていくかということがこれからの課題だということでございます。

- **原科議長** 佐々木さん、どうぞ。
- **佐々木委員** 我々、開発の専門家の質や能力の問題だと思いますけれども、違った分野を兼ねる、フィールド的に兼務できるという能力も一つの能力だと思いますけれども、日本の国際協力の中で非常に後れているといえますか、人はいるのですが、なかなかチャンスがない部分も、やはり社会系の専門家が十分育っていない部分だと思います。それにはチャンスが与えられていなかったり、メインストリームのプランニングやエンジニアリングの実施事案を決める側に十分な影響力を及ぼさなかったり、そのPM自身が社会系の人であったり、かつハードの分野の理解をしていたりという、確かに兼務の部分、両方カバレッジを広げるということは非常に大事であると思いますが、私の個人的な意見になるかもしれませんが、違った視野と違ったステークホルダーを自分の後ろに抱えた専門家がいてこそ、そういう経験を積むことができると思うのです。

アメリカで教育などを受けますと、何かを考えるときに必ず女性がいること、アンソロポロジスト、もしくはソシオロジストとかが会議の内側にいることということを非常に大事にします。だれかがいてその意見を代表していたり、その専門性があるだけではなくて態度の問題であり、代表性の問題だと思うのですが、物のパースペクティブといえますか、その部分をやはり

エンジニアリング中心にした、もしくは何か事業を実施するためのエコノミストとか、実施するための組織、制度のアクション・オリエンテッドな人たちばかりの中で、もし社会的な問題が起こったときとか、配慮系の団員というのは、かなり数が少なかったり、意見がなかなかチームの中で言えなかったりするのですが、特に社会系の団員が必要になるというのが今回のガイドライン改訂の非常に大事なところなのではないかと思います。

公害や自然系の環境の専門家は日本でも非常に育ってきておりますし、チャンスもあると思います。国内の業務のチャンスもありますし、海外でのチャンスもあると思いますが、日本の国内であれば社会系のそういう専門家のチャンスが少ないので、学校でも、まだまだ欧米の大学に比べてそういう教育を受ける部分が少ないですね。そういう意味で、そういう団員を一人置くことで、今のガイドラインの思想や趣旨が実現していきやすくなるのではないかと思います。

- **原科議長** それでは、どういたしましょうか。「必要不可欠な分野の」という表現にして、今のはまたパブリックコメントに出していただいて、あるいは、FAQ でちゃんと解説してあると。必要不可欠の意味合いは、今おっしゃったような趣旨だということは記載されればよろしいかと思いますが、いかがでしょうか、その辺のことで。

それでは、この部分、あと若干残っておりますが、今1時間半たちましたので、ちょっと休憩を取ります。今、3時32分になろうとしておりますが、40分から再開いたします。

◇◇◇      ◇◇◇      ◇◇◇

休憩（15：32～15：40 8分間）

◇◇◇      ◇◇◇      ◇◇◇

- **原科議長** 「Ⅲ 環境社会配慮の手続き」に参ります。11/30 から 19/30 までございますけれども。まず 11/30 の最初のところ、いかがでしょうか。

よろしいですか。「3.1 要請確認段階（すべてのスキームに共通）」とございます。4番で、「カテゴリーAとカテゴリーBの協力事業については、JICA が外務省に提言した内容を情報公開する」とありますね。外務省に提言するのはAとBだけでしたか。

- **上條** もちろん要請検討段階で、JICA はカテゴリー分けしてから提言するということですので、Cも当然入るとは思います。ただこの場合、提言で頂いたときもたしかAとBと書いてあったような気がしますが、Cは今ここには入らないという趣旨です。

- **原科議長** 情報公開だから、むしろ「カテゴリーAとカテゴリーBの協力事業等、提言した内容」という表現のほうがいいかもしれないですね。AとBだけ限定するのも何か変な感じがしますから、情報公開であれば。

- **上條** ただ、このとき4の最初の下線を引いてないほうですけども、こちらの趣旨は「外務省が国際約束を提携した段階で」という、ここの文章の趣旨ですけども、ここはAとBとC、全部出すという趣旨です。ただ、その中で特にAとBについては外務省に提言した内容も出すということです。ですからCの案件がどういうものか、なぜCという理由にしたのかというものは情報公開されるということです。

- **原科議長** それでよろしいですか。私はちょっと気になったのです。提言した内容はすべて情報公開したほうがいいと思うので。AとBに限定しなくてもいいと思いますけれども。ただ、実際はAとBが中心でしょうから、「協力事業等」でもいい。「提言した内容を情報公開する」という

表現がよろしいかと思いましたが、特にご意見がなければ、今のは私だけの意見になりませぬけれども。

今の件はこれでよろしいですか。特にご意見がなければ、このままにいたします。では、このままにいたします。ほかにございますでしょうか。

では、12/30、13/30のところはいかがでしょう。

では、14/30のところはいかがでしょう。澤井委員、どうぞ。

- **澤井委員** 14/30の「4.1 連携D/D」のところですが、その書きぶりが1次案に比べてかなり変わっていると思います。私は、途上国から見たときに日本のODAが一つであるというようなことを考えると、連携D/Dの話はすっきりさせたほうがいいのかと思っておりまして、原則は、やはりJBICが円借款のコミットをするわけですから、JBICのガイドラインに満足するものであれば、その情報をきちんとJICAに伝えて、JICAはエンジニアリング・サービスをやってもらうという、第1次案の書きぶりが担保されたら、それで十分ではないかと思ひます。

「3.4.1.1」の2で「緩和策、モニタリング、人員・体制、予算措置など適切に確保されているか確認する」ということですが、これはどこまで確認するのかははっきりしないのです。D/Dを始める段階では、予算措置というものはっきり決まっていな場合もありますし、D/Dの結果、詳細な予算が積み上げられてコミットするという手続きになりますし、D/Dの期間も約1年、2年あるとすれば、その間に途上国でやれることもたくさんあるわけですね。ですから、こういうこともJBICのガイドラインにマッチしているということが担保されていれば、あえて「確認する」と2で述べる必要はなくて、1の記述で十分だと思ひます。

それから、「JICAはJBICに情報提供を行い対応を求める。また、提供した情報を公開する」というのも提言にはなかつたことだと思ひます。そこは連携D/Dなので当然情報公開するけれども、情報公開というのは自動的なのか、情報公開法に基づいてなのか、これもよく分からないのですが、事務的な話も多いわけですから、自動的という話でもないのかなという気がいたします。

したがって、できれば第1次案の前回の書きぶりに戻したほうが、ここはすっきりしているような気がいたします。

- **原科議長** 今のご意見ですが、いかがでしょう。でも、これはこういう案にさせていただきたいという議論がありましたので変えていただいたわけですから、前回の議論に基づいております。

どうぞ、上條さん。

- **上條** 前回、先週の第1回のフォローアップのときに、今、お手元の右側のほう、「削除」と書いてあるところに、なお書き以下がついていまして、下線が今引いてある事前調査段階とかS/Wの署名というあたりは何も書いていませんでした。それを前回、ご説明しまして、その理由は今、澤井課長からご説明いただいたように、JBICのガイドラインでカバーされていますので、特にJICAのほうで何か手続きを書く必要はないと理解していますということでご説明いたしました。ですが、やはりJICAなりに連携D/Dということでやっていますので、そこで書ける範囲のことは書いたほうがいいのかというコメントを頂きましたので、この1週間ぐらいかけて、どのようなことが書けるのかということを中心に内部で議論して、今回、書かせていただいたという趣旨です。

ただ、前提としては澤井課長と全く同じ認識でして、JBICのガイドラインがまずあって、そこ

で環境面、社会面の確認がされて、必要なモニタリングはJBICのほうでやっていただけるという趣旨で書いています。ただ、その中で特に重複があって、この文章はもう書かないほうが良いというものがあれば、それはまた修正作業をさせていただきたいと思います。

ですから、ここで必要な確認はもうJBICのガイドラインでなされて、必要な情報公開もなされているという前提で、プラスアルファで、JICAが連携D/Dで調査が始まったときに初めて何か環境社会面のことで何か知りえたことがあれば、それはJBICの情報公開でまだなされていないものであろうという認識の下で、そういう情報はJICAでも公開しないといけないのではないかとすることで、提供した情報を公開すると。ここの公開するというのは、ほかのところの書きぶりと同じ意味合いで、別に情報公開法に基づいての公開ではなくて、JICAが自ら公開するという趣旨です。

- **原科議長** どうでしょうか。基本的に前回の議論に基づいて修正していただいておりますので、全く戻すというのは議論が振り出しに戻ってしまうので。
- **澤井委員** 前回の議論は、JICAさんは手続きをJICA自身がやるD/Dに合わせた形で書いたらどうかという話だったと思いますが。ですから、事前調査段階、S/Wの署名、本格調査という、それは書いていただいてもけっこうです。前回に戻せとはもう言いませんが、事前調査段階の2というのは、基本的に1と重複している話ではなかろうかと思います。
- **原科議長** 作本委員、どうぞ前のほうへ。そこに席がございます。  
松本悟委員、どうぞ。
- **松本悟委員** 私は今回、JICAが出された案でかなりいいかなと思っておりますが、今の澤井さんの話のところ、つまりポイントは「3.4.1.1 事前調査段階」の1と2の重複ということで一つ確認したいのは、このときにJICAが確認する項目、つまり私がJICAに聞いたのは、この段階で確認をされているのですかと。されているとすれば、何をされているのですかということをお尋ねしました。つまり、実際にやっていることを書いてくださいということがいちばんの目的です。私の理解では、2に書いてあるような点については、JICAはJBICが審査をした内容について確認をしているという理解です。したがって、もし重複をするのであれば、2に書いてあるような具体的な内容をしっかり残して1のほうを削るとか、そのような対応で、もしJBICがそれでいいと言うのであれば、そういうやり方がいいのかなと思います。
- **原科議長** 今の件、いかがでしょうか。むしろ2を残して1を外すようなほうが良いのではないかとご提案だと思います。もし重複するのであればです。  
田中研一委員、どうぞ。
- **田中研一委員** この議論につきましては、この委員会の前の改定委員会でも随分議論いたしました。そのときにオールジャパンとして考えたときに、私どもは澤井さんがおられるJBIC環境審査室で、これからJBICのガイドラインに基づいて、きちんとした審査をするということになっておりますので、やはり1番は残すべき言葉だと思っております。それは、その審査に耐えうるような、逆に言いますと、フィージビリティ・スタディ、恐らくJICAのF/SレポートがJBICで審査される機会も、これから特にカテゴリーAなどで増えてくるのではないかと思います。その意味では、2に書いてあるところもフィージビリティ・スタディの段階で、いかにこのあたりが熟度をきちんと持ってF/Sが行われるかということにかかってくる問題だと思います。

もう一度申し上げますけれども、私は、「JBIC の判断の結果を確認する」というこの一語は、やはり尊重すべきであると思います。

- **原科議長** そうしますと、どういたしましょう。1、2は残しておいたほうが良いと思われませんか。丁寧に書いたほうがガイドラインはいいという趣旨で、この前、手を加えていただいたので、その趣旨に従うと、この修正でよろしいかと思いますが。

いかがでしょうか、澤井委員。

- **澤井委員** 2にある「具体的なスケジュール、人員・体制、予算措置が適切に確保されているか確認する」というのは、適切に確保されているかD/Dをやる前にはどの程度求められているのか、これはJBICなりの判断があってガイドラインに基づいてやるわけですが、通常うちがコミットしてすぐ事業をやるというような事業とは段階は異なると思います。この辺も、「適切に」というのはありますが、どの程度のことを想定されているのか私には分かりませんが、明確にしていればと思います。

- **原科議長** 今の件はどなたにお願いいたしましょうか。上條さん、よろしいですか。

- **上條** この案文は、JICAの中で関係する事業部があるわけですが、そこで作ってもらった案文です。今、澤井課長のほうで「適切に」という言葉が、まだあまりクリアではないというご意見を頂きましたので、この場で議論するのは時間がかかるような気がします。もしこの委員会で了解を頂ければ、またJBICの関係するかたと、JICAの関係する人間でもう一回文章を作ってみて、メールベースか何かでまた皆様に見ていただくとか、そういう対処はどうでしょうか。

- **原科議長** 松本悟委員、どうぞ。

- **松本悟委員** 最終的にはそれでもかまわないと思いますが、ただ、ここで確認しておきたいのは、JICAは現在、文章化されているかどうかはともかく、2で書いてあるような確認作業、JBICとのコミュニケーションをしているという理解は、それでいいということでしょうか。

- **原科議長** 今の件はいかがですか。

- **上條** 連携D/Dをやる際に、我々が確認した内容を承知していただかないとD/Dができませんので、我々のアプレーザルの結果、それから関連資料というのは、当然JICAにフィードバックされることになります。

- **原科議長** では、具体的手続きとしてやっているということですね。

富本委員、どうぞ。

- **富本委員** 我々もJBICの環境社会配慮に関する判断をまず十二分に尊重したいというのが前提でございます。そのうえで、当然JBICの場合はF/Sをもとに、それから相手国政府がやった資料に基づいて判断するというのが主だと思います。そこからD/Dの段階に入ってくると、さらに計画が詳細になってくる。そして、影響を受ける住民の状況もはっきりしてくるということですね。そうすると、それに対する補償費の問題もより詳細になってくるだろうと。今、どの程度までということはケース・バイ・ケースで分かりませんが、私が経験したD/Dの調査ではそういうことは随分ありました。

したがって、そういうことを確認して、最終的に工事に入るまで、あるいは入札に入るまでにそういった措置を行い、影響ある住民に対して十分な配慮を行わないと、実際の事業はできないわけです。そういう作業は追加的にあるだろうということを前提として「2.」というのをに入れて

あります。そこは JICA として技術協力ということで支援する部分が当然出てくると思いますので、必要な措置もそこで取られるということをご想定しております。

日本の ODA を使って、そこまで二つの機関でやるのかという議論はあります。本来であれば、そのローンの中でやられるべきだと思いますけれども、連携 D/D という特殊な措置がございますので、そこで JICA が入ってくるのは、単にエンジニアリングで設計をするだけではなくて、そういう技術協力の趣旨を生かすということを加味したいということがこの「2.」の中に入っているということでございます。

- **原科議長** なるほど、そういうことだと、これは省略しないほうがいいと思います。明記したほうがよく分かりますから。それでは、基本的には原案でお願いしたいのですが。ただ、「適切な」うんぬんという表現がよく分からないというご意見でございましたので。
- **澤井委員** 適切に確保されているか確認するで、適切に確保されていない項目についてはということですけども、確保されているかどうかということと、どうされるか確認しているかどうかということとは違うと思います。人員・体制とか予算措置というのは、D/D の期間で途上国が構築する場合も、時間的には十分ありえますので、それを確保と言われると D/D は始まらない。どういう方向でそういう体制が組まれるか、そういう計画を確認する、あるいは予算が適切に組み込まれるということをご将来確認するというのであれば分かるのですが、「確保されていない」と言われると、それは D/D の前ではいろいろな程度差があって、いろいろな議論を惹起しかねないので、この文言については慎重に考え直したほうがよいような気がいたします。
- **原科議長** しかし、D/D の前にそういうことがなかったら、D/D には入らないのではないですか。
- **澤井委員** いや、そんなことはないと思います。
- **原科議長** 非常に不確定な要素が入ってきますね。
- **澤井委員** 例えば・・・。
- **原科議長** かなり、次の段階に判断を預ける感じになりますよ。そうしますと、事前に対応しておかないといけない。
- **澤井委員** いや、D/D の結果、基本的な環境アセスの結論が覆るといのは考えていません。それは我々がコミットする前に、我々のガイドラインに基づいてきちんと確認するということです。  
ただ、例えばオペレーションの段階の環境のモニタリング体制をどうしますかと。それを、事業が始まる、あるいは事業が完成する 5 年 6 年前に検討しろと言われても、途上国にとってはあまり現実的ではありません。予算措置についても、D/D の予算が明確にならないと何とも言えないという反応も途上国にはあるわけで、そこは「確保」という言葉が使われるとけっこうきついわけです。
- **原科議長** 今の件で山田委員、どうぞ。
- **山田委員** 澤井さんのは多分時間の要素を心配されていて、「確保」ではなくて、例えば「対処されている」ぐらいだったらいいのでしょうか。
- **澤井委員** ですから、一通りのことは我々は確認いたします。配慮されているか、されていないか。配慮されていないものも程度差があって、環境評価を決定的に覆すようなものが配慮されていない、あるいはそういう事項が確認されてなければ、それは円借款のプレッジという形にはならないと思います。そういうときは当然連携 D/D にはいかない。しかし、十分な環境配慮がなさ

れているということが確認できて、円借款のプレッジができれば、あとは軽微なものはD/Dの中で賄っていただくということが十分あると思います。

- **原科議長** 富本委員、どうぞ。
- **富本委員** おっしゃる趣旨は、環境配慮としてはよく分かりますが、社会配慮のほうはどうかね。これはかなり同時進行的な部分があって、先ほども申しましたけれども、詳細にすればするほど影響する住民が明確になってくるということですから、そしてその補償費の問題についても同時並行的に議論がされるので、おっしゃるとおり完全に確保されていない状況というのはままあるのではないかと思います。けれども、そこまでJBICさんのほうで確認されているというのであればいいのですが、必ずしもそうではないのではないかと私どもは認識しています。
- **原科議長** これはある面、ダブルチェックみたいな部分がありますが、それは国としては大事なことだと思います。国としての責任ある対応が必要だと思いますけれども。

田中研一委員、どうぞ。

- **田中研一委員** 先ほど JICA が、例えば F/S をこのガイドラインにのっって行った場合に、それを JBIC の皆様方がそれを審査するときに、恐らく JBIC から、このあたりがちゃんとしていますかというのを逆に JICA 担当部門や JICA の F/S 調査団は言われると思います。ですから、今後はおそらく、JICA が行った F/S で、このあたりがきちんとなされたものが連携 D/D になっていくという道筋が作られていくと思います。

そういう意味では日本の技術協力の中の開発調査というものの中で行われ、F/S のカテゴリー A に当たるような特にインフラ案件は、今、JBIC の皆様方のガイドラインに乗っかるような形で行っていかなければいけないわけですし、そのために JICA の環境社会配慮ガイドラインが作られている意味もあります。

ですから、私はやはりいいものを連携 D/D として、特に環境社会配慮がきちんとなされているものを選んで、エンジニアリングのところについては実施設計調査という連携 D/D を行っていくという、そもそも当初議論したそのところに議論は戻っていくのだと思っております。ですから、ここに書かれていることは、むしろ議論を聞いていて、2 のほうは、JICA の F/S 調査に対して JBIC の皆さんから多分言われることだと、そんなふうにも感じております。

- **原科議長** 松本悟委員、どうぞ。
- **松本悟委員** 2 番めの書きぶりについての議論から離れて、今の田中研一委員の話について一言だけ言わせてほしいのですが。

私も、澤井委員が会計委員会の中ではっきり言ったとおり、JBIC がガイドラインに沿ってしっかりと審査を行って融資をすると判断したものが連携 D/D に行くところを徹底することは大事だと思います。それに関してやはり不安材料がありまして、私の手元に開発調査の手引きという JICA の内部の手引書がありますが、その中に、当時 OECF 時代ですが、OECF との連携実施設計調査という項があります。

この項で何が書かれているかといいますと、円借款の審査ミッションに連携 D/D のミッションが一緒についていくといったほうが効率的だということが書いてある。つまり、審査ミッションではイエスカノーはまだ分からない段階ですね。それを審査ミッションに連携 D/D のミッションが一緒についていって、その後の連携 D/D をどうするか議論していくと。これは今の田中研一委

員のお話、あるいは澤井委員がここで議論した方向からいくとずれるわけですよ。確かにこれは効率的だと思いますが、一方で審査がミッションに行く段階から、これは次、連携D/Dに行くのだみたいな流れになってしまうわけです。

したがって、せっかく我々時間をかけてやったわけですから、少なくとも JICA の中で使っている開発調査の手引きは古いですから、これも改訂していただいて、少なくともそれがいかにも先進的みたいな書きぶりがされている、これでは困るわけです。ですから、このあたりについてもしっかりと手を入れていただかないと、今ここで議論されていることがオペレーションのレベルでは無になってしまうと思います。

○ **原科議長** フロアからどうぞ。お名前をお願いいたします。

○ **黒柳** JICA 社会開発調査部の黒柳です。今のガイドラインを使っている部です。

ご指摘のとおり、それは古い手引きですから、JBIC のガイドラインが 10 月 1 日から施行されたわけですし、私どものガイドラインも検討中ですので、そのフローについては外務省も含めて検討・見直し中です。

○ **原科議長** 澤井委員、どうぞ。

○ **澤井委員** JBIC のアプレーザルに JICA の方たちが参加して連携 D/D を進めるということは、これは場合によっては十分ありえる話だと思います。といいますのは、JBIC がアプレーザルに至るまでにファクト・ファインディングですとか、いろいろな形で案件を見ているわけです。アプレーザルの段階ではほぼ大丈夫だろうと思って臨むものもあれば、徹底的にアプレーザルで議論する玉もあれば、いろいろなケースがあり得て、連携 D/D の場合は、恐らくそうなるであろうという事前の調査もあって進める場合もありますから、そのときは D/D の内容あるいは TOR (Terms of Reference) を詰める段階で、JICA の方に十分そのプロジェクトを見ていただく、我々の議論をフォローしていただくという意味では、ジョイントで作業する場合は効率的だということもありえますので、一概によろしくないという話ではないと思います。

○ **原科議長** 連携 D/D の部分ですけれども、この部分の扱いはどういたしましょうか。

○ **富本委員** 一つ、この案文でぜひ置いておいていただいて、パブリックコメントでもご意見を出していただきたいと思います。それから、松本さんのご指摘も当然のことながら見直しは大いにいたしますし、その結果もフィードバックしたいと思います。趣旨は先ほどから、私が申し上げているとおりです。何回も何回もチェックをしていくということを、ガイドラインの趣旨に沿って行っていきたいということです。

○ **原科議長** 私も基本的にそれが大事だと思います。

○ **富本委員** 場合によっては、その後の変化において、本格調査の段階で中止ということもありうるを書いてあるわけですから、そういうことを一つ一つの段階で確認していくということがございます。

○ **原科議長** では、そういうことで議論もしてまいりましたので、基本的にはこの文言でいきたいと思えます。

それでは、次に参ります。15/30 以降、16/30、17/30 あたりはいかがでしょう。

どうぞ、佐々木さん。

○ **佐々木委員** 今の連携 D/D のことに少し・・・。

- **原科議長** 戻りますか。
- **佐々木委員** はい。次のページの 16/30 の無償資金協力のためのところと非常に似たパターンの議論を私は持ち出させていたきたいと思います。

無償資金協力のためには、もし社会配慮調査等の準備が十分でない場合は、別のスキームで、一步前のスキームで開発調査等を用いて環境社会配慮の調査を行う、もしくは別の趣旨を提言するという議論をする場面があると思いますけれども、連携 D/D を JBIC さんのイニシアチブでやるかやらないかというスキームだとよく理解しているのですが、そうではない、連携 D/D に即準備が整っていないと判断されるような事業の場合どうするのかというところで、今、富本さんが何回もおっしゃっていたようなスタンスの協力というのがあるのかどうかというのを知りたいと思います。

前回、私は環境部会の文章として出させていただいたものには、その辺の JICA の技術協力と JBIC の経済協力の間の部分の抜け落ち、厳格にガイドラインを使えば使うほど、準備できていない案件は協力しませんと JBIC さんはおっしゃり、JICA は一生懸命マスタープラン、F/S の支援はするけれども行き着かないものも確かにあると。フォローアップはするけれども、田中さんの主張によれば、できるだけそのようなものを増やす方向で努力はされるのでしょけれど、相変わらずいちばんありうるパターンは、F/S をしますと。

普通、日本の場合でも考えていただければ非常に明白だと思いますけれども、何か事業をやろうと考えているときに、担当官庁もしくは市や行政が調査をして、何か事業を決断する前の段階の調査というのは幾つもあると思いますが、それがあって予算措置をしようとか、どこかに援助を求めようとする段階があるわけで、それをすごく大急ぎに、連携 D/D が決まっているような非常に優良案件ですと、ささっと全部途切れがないように準備されるのでしょけれど、そうでない案件がほとんどなわけです。

それが JICA の協力による F/S の打率が悪いと言われている部分なのかもしれませんが、我々コンサルタントに非常にその責任がある部分だと思いますけれども、非常に制約を感じるのは、すっぽり間で途切れている部分への支援が本当に環境や社会のことを考えようと思えばその支援がいちばん大事なのに、案外そこがすぽっと落ちているということを感じるわけで、無償資金協力のところで、そのように前に一步戻るとい協力を考えたとおっしゃっている、このガイドラインに明確に書かれているわけですから、同様のことがあるのかどうか。

途上国側の政府は資金援助を要求するという、要請することに持ち込む準備というのは、我々コンサルタント、いろいろな関係者の中では非常に大変な準備なのです。いろいろな政治的な、行政的なプロセスを経て相手国がそれを要請するわけで、それは JICA の F/S をやるなんていうこととは数段レベルが違う政治的ディシジョンが下っていることですが、そこに行くまでの、それを彼らが言ってきた段階で準備ができていないときに支援するのもしないのか、そのときこそ環境社会配慮の考えを広めたり働きかけるのに非常にいいチャンスですけれども、そのときに支援する立場を明確にガイドラインでできるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

- **原科議長** 今おっしゃった状況に関していかがでしょうか。私はよく分かりません。JICA のご経験からいかがでしょうか。

富本委員、どうぞ。

- **富本委員** 特に私は現場でそういうことはしょっちゅう感じていて、せっかく JICA が数億のお金をかけたのに、必ずしも円借款につながらない。他の援助機関にすくい上げていただければ非常に幸いですけれども、そうでない案件がかなり多いということで、おっしゃるとおり、実現に至るためのいろいろな仕組みというのはいろいろ考えなくちゃいけない。今のところ、それが必ずしも十分にあるかと言われると、必ずしも十分でない。

もちろん JBIC さんのほうでは SAPROF (サブプロフ) とかいろいろな仕組みがあって、事前にいろいろ枠組みを決めたり支援をするということもありますが、JICA 側は開発調査をやったあとは、専門家とか技術協力でフォローをする以外には今のところないと。他の資金協力機関はそれがかなり一貫しています。むしろある程度パイプライン・プロジェクトとして決めたものに対して、必要などころに調査を行っている。それは最終的に資金協力をするというようなことにもなります。

ただ一方、相手側政府にとってみれば、JICA の F/S をもらってもう一度考えるタイミングがある。そこで本当にこれが優良プロジェクトなのかどうか、その国の予算も使ってやる価値があるのかどうか、それから、円借款というような仕組みを受け入れる必要があるのかどうか、他のリソースがあるのではないかというようなことをもう一度考える期間ではあるのです。だから、無理やり JICA の F/S をやったら、必ず円借款につなげなければいけないという議論ではないと思います。もちろん我々としてはそういうことを望みますけれども、一度相手国にそういう考える期間を与えることによってということで、このタイミングが少しずれているのではないかと考えております。

他方、JICA として今後、それこそ独法化の中で開発調査を有効に使うためには、事業化の比率が 3 割という打率では到底いけないわけです。できるだけ事業化の可能性が高いものの開発調査を行っていくということであれば、JICA、JBIC の連携と、それから日本政府との連携というのは非常に重要で、特に現場で本当に優良な案件に対してのみ開発調査を行っていくということ、あるいは、開発調査の性格をより上位の戦略的なものに変えていくと。単なる F/S だけではなくてマスタープラン、セクターワイドなビューを持った調査に切り替えていくということも重要なのだらうと思っています。ちょっと答えになったかどうか分かりませんが、そこはまだ非常に課題として残っていると思います。

- **原科議長** フロアのかた、どうぞ。

- **黒柳** 社会開発調査部の黒柳です。

今の富本次長の発言を、数字だけ修正しておきたいのです。F/S のいわゆる打率です。今、富本次長は 3 割と言われましたけれども、6 割から 7 割ですので、そこだけ修正させていただきます。

- **原科議長** 6 割か 7 割あればいいですね。ある程度、調査してだめだということも、調査をしてみんないいのであったら調査する意味がなくなってしまうから、そういう意味ではそんなにかかしくないですね。

それでは今のところ、15/30、16/30、17/30 と参りますが、いかがでしょうか。

「3.5」は無償資金協力、「3.6」は技術協力ですから、無償資金の「3.5」はいかがでしょうか。

特にご意見がなければ、先へ参ります。「3.6 技術協力プロジェクト」、17/30 から 18/30 にか

けて。19/30 が一部かかります。

では、フォローアップも含めて最後まで参ります。

それでは、Ⅲまで来ましたので、次の 20/30、「別紙 1 相手国政府に求める環境社会配慮の要件」でございます。これは 20/30 から 22/30 まででございます。この部分で何かございますでしょうか。特にないようでしたら、よろしいですか、先へ進みますが。

それでは、「別紙の 2」、23/30、24/30 でございます。よろしいですか。特にないようでしたら先へ進みます。

「別紙 3」、25/30、26/30 です。よろしいですか。

では、「別紙 4」、27/30 になります。どうぞ。

- **山田委員** 「別紙 4」です。中身というよりこのスクリーニング様式が書いてあることは分かるのですが、ガイドラインのどこで使われるようになっているのかというのが。
- **原科議長** どこに該当しますか。
- **山田委員** それがちよっと分かりにくいのですが。
- **原科議長** これはどういたしましょうか。ガイドラインのどの部分に該当する手続きかということの説明でございます。
- **上條** 今考えていますのは、相手国政府から要請が出てくるときに、この「別紙の 4」の様式を踏まえ、要請書の形とか体裁はどうするのかということは、これからいろいろ外務省に相談させていただかなければいけないのですが、スクリーニング様式と書いてあるこういうものを正式要請の中に入れてさせていただいて、JICA のほうでカテゴリー分類をするときに使いたいと。そういう情報なのです。  
ですから、もしよければ、やはり本体のほうに「別紙の 4」というのをどこかで言及されるような記載のほうがいいのでしょうか。今、「別紙の 4」というのが本体のほうには全然言及されていないのです。
- **原科議長** そうですね。相互の関係が分かるようにしておいたほうがいいですね。
- **山田委員** 恐らくそういう趣旨であろうとは理解できるのですが、知らない人が読むと突然、「別紙 4」が出てくるといった感じがある。
- **原科議長** パブリックコメントをもらうものですから、おっしゃるように、こちらにも本文のどこに、本文中にはこれを、相互に引用するような形にしてください。よろしいですか、そういうことで。  
どうぞ、フロアのかた、お名前をお願いします。
- **高梨氏（代理出席）** 海外コンサルティングの高梨でございます。  
私ども、これをもしそういうことでカテゴリー分類で使うと、また事前調査等でも活用できるのだらうと思いますが、そういう面でイエス、ノーではっきりしているのですが、逆にこれの理由といたしますか、その説明をちょっとつけ加えていただくようなコラムがあったほうが。
- **原科議長** 28/30、29/30、30/30 の質問のところ、チェック項目ですね。
- **高梨氏** そうですね。
- **原科議長** 今、併せて 28/30、29/30、30/30 のチェック項目もご覧いただきたいと思います。例えば 28/30 でイエス、ノーというのがございます。ここのご意見ですね。

- **高梨氏** それで、単にイエス、ノーのマークをつけるのに加えて・・・。
- **原科議長** 説明、理由を書くように。
- **高梨氏** もし、理由とかあればいいのではないかと。
- **原科議長** では、イエス、ノーのあとに括弧して、その理由があれば書いていただくと。理由はあるのですけれども。理由なしにイエス、ノーはないから、理由を書いていただくというご提案ですけれども、いかがでしょう、上條さん。
- **上條** はい、それは形式を変えればいいだけのことであります。
- **原科議長** では、今のご意見、そのとおりにいたしたいと思っております。ほかにございますでしょうか。

特にございませんようでしたら、一応ガイドライン案、今日いろいろご意見を頂きましたのでまた手直しをお願いしたいと思っておりますが、今日の議論に基づいた修正をお願いいたします。

それから、FC2-3 のところは全部対照表でございますので、ご参考にこれでいろいろご確認いただきたいということです。

次の FC2-4 に参ります。FC2-4 はメコンウォッチの松本委員のコメントに対する説明ということでして、今の議論の中で、ほぼお答えいただいた部分があるかと思っておりますが、FC2-4 の4ページ分ですが、何か十分回答がない部分がありましたら、松本委員からご指摘をお願いします。よろしゅうございますか。

- **松本悟委員** 上條さんをはじめ皆さんにはいろいろお時間を取って修正していただいてありがとうございました。大体、私自身は納得しております。

ただ、4/4の「その他」のところ、(2)が抜けていますけれども、これについてはできればここで若干時間を頂きたいと思うのですが。

- **原科議長** 先ほど川村委員がおっしゃった部分ですね。それでは、この部分だけ残るということですので、その分について議論していきたいと思っております。今、4/4、それからその次のページ、FC1/8のところと言いますと、先ほど川村委員からご指摘いただきましたけれども、これの11ページで頂いたご意見とセットですが、これに対して。

では、これに対して対応をまず JICA のほうからお願いいたします。

- **上條** それでは、ご説明させていただきます。

松本さんから頂いた11ページのところには四つ質問がありまして、最初の質問ですけれども、JBICのFAQに相当するものというのは、このガイドラインの中の4で解説が必要なような項目については、まだ作業をしきれてないのですが、JICAでもFAQを作って、ガイドラインと一緒に公開するようなものにしたいと思っております。

2番は日本国政府ということですので、JICAからはお答えは特に用意しておりません。

3番は、JICAの実施体制ということですが、これは今、JICAの中で議論をしているところでして、ただ、まだ皆様にお示しできるほどの案になっていませんので、今日は何も資料を用意しておりません。この提言で頂いて、このガイドラインの中でも言及しています環境社会配慮審査室ですとか審査諮問機関とか、あと異議申し立て制度の役割やその体制というのを、まだきちんとした紙にはなっていませんが、今 JICA の中で関係する者と議論しているという状況です。このあとパブリックコメントにかけて、そのあと2月に次のフォローアップ委員会を開くと思っておりますが、

そのフォローでは何かご説明できるようにしたいなと思っています。あと、基本方針のところはガイドラインに入っていると思いますので、このコメントを踏まえて作業したということです。

- **原科議長** 分かりました。今のようなご説明でして、FAQ という形で対応していただけるということでございます。よろしゅうございますか。

川村委員、どうぞ。

- **川村委員** FAQ という形があるということは了解いたしました。ただ一つ確認したいのは、実際それだけなのか、現実にガイドラインを実施するうえで、JICA の中で一体どのような執務資料を例えば作られるのかというあたりをもう少し教えていただければなというのが一つ。

あと、松本さんのコメントでもありますけれども、実際参照する具体的な他機関の基準であるとか国際基準等というのは、表も FAQ の中に入れ込もうとされているのかどうかというあたり、少し聞かせていただければと思います。

- **上條** 執務参考資料というのは作らないと、各 JICA の職員、在外のかたも事務所のスタッフも含めて、どう対応していいのかというのもなかなか分からないと思いますので、この手続きに則して具体的にどんなことをやらなければいけないのかというのは資料を作らなければいけないと思っています。

今、作業を開始しているのは、幾つかの JICA の協力の順位の高いような国に対してのアセスメントの資料については、環境女性課のほうで今集めていまして、各事業の担当者がいちいち各国の環境アセスメントの法律まで読まなくてもいいように、そういうものはまとめたと思っています。自分の担当する事業がAになりそうなのかBになりそうなのかぐらい分かるような、ある程度イメージの持てそうなものは、それは今作業を開始しています。そのように JICA の職員がこのガイドラインを使って仕事をするうえで参考になるようなものは、環境女性課で作りたいと思っています。

あと、FAQ の中に具体的なグッド・プラクティスとか、提言のほうで頂いているような条約のリストの扱いをどうするのかというところは、実はまだ決めていません。ちょっと考えたいなと思っています。

- **原科議長** 山田委員、どうぞ。

- **山田委員** 日本国政府等に求められている取り組みで、私は幾つかの省庁に並んでいるうちの一つの課の部分しか代表する立場にはないのですが、いろいろな手続きのための文書等をそろえていくことも重要ですが、さらにそれ以上に重要なのは、提言の中に言われている、すべての段階において環境社会配慮を進めていくことが重要であると。それが確保されることが重要であるということで、在外公館の職員を含めた外務省員がこの環境社会配慮ガイドラインに書いてあることを、手続きだけではなくてその考え方といいますか、それを理解するために必要なことを少しずつでも進めていくということを局内あるいは課内で進めております。そのためには研修とかガイドライン自体、今は案ですけれども、いわばちゃんと調べ、知ってもらうこと、さらには勉強してもらうこと、それを省内あるいは在外公館において周知させる、勉強してもらうということをやるということが必要だろうと思います。

例えば実際問題として、環境社会配慮上でいろいろ変更とか中止を含めた抜本的な見直しを行うべきであることと書いてありますけれども、途上国の現場でもそれに対して強い反発があるこ

とも予想されますが、それに対してどういう説明をもって相手を説得できるかということは、相手国の人にも理解してもらわなければいけませんし、現地で相手国との間に挟まって苦勞する課員あるいは JICA の在外事務所の所員にもよく分かっていただくような努力というのが、これは具体的に何をするというより、日々そういう努力が必要だろうかと思います。

具体的に書いてある無償資金協力のガイドラインについては、現在作業中であります。なかなかイラクの業務等で非常に進んでいるとまでは言えませんが、私が提言委員会の場で申し上げたようなスケジュールで対応できるように今作業を進めているところです。

- **原科議長** どうもありがとうございました。積極的に取り組む姿勢を示していただいたと思います。ガイドラインの射程から外れるかもしれませんが、今のようなことも、ガイドラインで少し JICA としてサポートするようなことを、どこかで表現してもいいのかもしれないという感じを受けました。

例えば「I 序論」のところ、「基本的事項」と表現を変えますけれども、「基本的事項」の「1.9」ぐらいに普及・啓発活動みたいなことで、そういうのが1項目あってもいいような感じがいたしました。どうですか、このガイドラインの考え方を広めると、それを日本国政府の各機関に、そのようなことが一つあってもよろしいのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

富本委員、どうぞ。

- **富本委員** ただいま山田委員からご発言があった件については、JICA としても十二分にご支援というか、あるいはご協力させていただくという趣旨で、今おっしゃったような箇所あるいはその他の箇所でもよろしいかと思っておりますけれども、言及することはやぶさかではないと思います。現実問題として新しく大使館に赴任されて、必ずしも ODA に十分経験のないかたがたもいらっしゃるかもしれません。そういう場合には、JICA に来られたときに趣旨もご説明するような機会を設けたいと考えております。また現実、在外の現場で JICA と大使館というのは、もちろん JBIC さんも含めて密接に活動しておりますので、そういった機会にも、JICA 側からご説明をするということもさせていただきたいと思っております。

- **原科議長** それでは、今みたいなことを1項目ぐらい、どこかに起こしていただけることを考えていただけますか。よろしいですか。「普及・啓発」という表現がいいかどうか分かりませんが、JICA らしい、そういう貢献で、日本国政府に対してこの考え方を広めていくということが必要だと思います。

ほかにございますでしょうか。鈴木さん、どうぞ。

- **鈴木** 先ほど川村委員のほうから松本さんからご提案があった「(1) 附属文書」の人権とかその他国際条約というお話がありましたが、こちらのほうに非常にサポートしていただいております。これはあくまでもボランティアベースということですが、そういう働きかけも頂いておりますので、こういうものを私たちは勉強の材料にさせていただきたいと思っております。

- **原科議長** 川村委員、よろしくお願ひします。

それでは、ほかに何かございますでしょうか。松本悟委員、どうぞ。

- **松本悟委員** 外務省の山田委員からはご丁寧なご説明いただいてよく分かりましたが、ほかのところ、日本国政府等に求められている取り組みというのは、我々としてどうフォローアップした

らいいのかということ、ひとつ議論したほうがいいかなと思います。フォローアップ委員の中に各省のかたがいらっしゃるとはいえ、例えば経産のかたは必ずしもJETROの担当ではないですし、そういう意味からいくと、本当にこの委員のかたがたでこれがフォローアップできるのか、私自身も日本政府の中をよく分かっているわけではないので、不安もあるので、このあたりについてはJICAにコーディネートをお願いして、可能かどうかという感触ぐらいは打診していただきたいなと思っているのが一つです。

二つめは、JICAの実施体制についてということですが、伺うところによると、JBICのような審査体制というよりは、むしろ各事業部の中に審査体制を持ったうえで、審査室というようなものは一歩引いたようなアシストをするような役割というのをイメージされているということ、を伺っているのですが、かなりJBICのいわゆる環境社会配慮審査というのとだいぶ違うというのであれば、もしよろしければ早い段階で、どういうことを考えられていて、それはJICAのどういう業務上の特質から来るのかみたいな話をシェアしていただけるとありがたいと思います。

以上、2点です。

- **原科議長** 今の2点に関しましては、いかがでしょうか。富本委員、どうぞお願いします。
- **富本委員** 前回のフォローアップ委員会で、次回までには、ある程度具体的なお話をさせていただくはずでしたが、今、内部的にまだ検討している段階で、次回ぐらいまでには、もう少し輪郭ができたものを出したいと思います。

ただ、決して腰が引けているというようなことではございません。仮称でございますけれども、環境社会配慮審査室というのを置きたいと思っております、これは人数をJBICさんほど確保できるかどうかは別として、機能的にはJBICさんと同等のもの、仕事の内容自身は、JBICさんはある程度、用意されたものについて、書類がそろっているかどうかということ審査することですけれども、JICAの中に作られるべきものは、むしろ事業の実施である各部に対しての助言とか支援とか、それから、もちろん第一義的にはカテゴリー分類が正しく行われているかどうかということについても、ちゃんと目配りをするというような機能を持たせたいと思っております。これは全JICA的な立場でございます。

そして、最終的な意思決定につきましては、この審査室が相当権限を持たせていただくということも考えております。そういう意味では、決して腰が引けているつもりではございません。むしろ各事業部あるいは在外も含めて環境社会配慮担当者を置いて、特に新しい案件が要請される、形成される段階において、あるいはもっと上流の段階からそういう目配りができるような体制、これはJICAの特質を生かした在外事務所、それから大使館とも協力するという体制を生かした配慮のしかたを今考えております。

そういう意味では、できればかなり高いレベルの担当者を置いて、その者にはこの趣旨を徹底し、あるいは研修し、スクリーニングの段階から目配りをしていきたいと考えております。JICAは現在、新しい理事長のもとで在外への権限委譲ということを今、併せて考えておまして、相当な人数が本部から在外へ移されるかもしれません。人数だけではなくて機能も移すという中で、今、こういった趣旨を生かすには、そういうことも考える必要があるのではないかなと考えております。

それから、審査諮問機関はJBICさんにはないと思いますが、これもJICAとして作りたいと考

えておりまして、それとは別にまた異議申し立ての機関を作るということで、審査諮問機関は、ある意味では審査室に対するアドバイスということで、そこにはカテゴリー分類がいいかどうか、あるいは個々の調査案件についてこういう調査項目でいいかどうか、先ほどの団員構成がいいかどうかとか、あるいは調査の実施途中でもいろいろな問題が生じると思いますが、そういうことが起き次第、あるいは起きるたびに諮問していくということにしたいと思っておりますし、先ほどの作業管理委員会とはまた別の立場で、作業管理委員会に対しても助言をするような立場にしたいと思っております。

それと異議申し立て機関、これは恐らくフォローアップ委員会の議論のあとに議論がなされるべきだと思いますし、その議論のしかた、あるいはどういう人たちを選ぶのかという、川村委員からもご指摘のありました基準についても、ある程度検討しながら、また、JBICさんの詳細な異議申し立て制度も参考にしながら検討していきたいと思っております。

以上の検討状況でございます。

- **原科議長** よろしいでしょうか。
- **松本悟委員** 日本政府の委員に対する・・・。
- **原科議長** 前のほうの点に関して。
- **富本委員** 特に JETRO の、これは F/S に近いものをやっていますけれども、もともと環境を守るための調査を行うという趣旨でございましたけれども、現在はかなりインフラにも広がってきておりまして、私自身が評価委員の委員になっておりまして、すでに 1～2 回、このガイドラインの話をさせていただいたことがございます。詳しくはこれからまたいたしますけれども、そういったことを通して、ぜひ JETRO さんにも働きかけていきたいし、監督官庁である経産省のほうにもご説明させていただきたいと思っております。

現実には、いろいろな案件が上がってまいりますけれども、最終的に円借款につなげるのであれば、当然のことながら JBIC の審査にかかってくるわけでございますから、そこで必ずしも十分でないものがあれば、もう一度やり直しということにもなると思っておりますし、ある程度連携は取れると思います。

それから、民間サイドが行ういろいろな財団法人でのプロファイのものにつきましても、今回も ECFA さんが来られていますけれども、いろいろな機会にコンサルタントのかたがたにも趣旨徹底をするような機会を作りたいと思っております。そういった活動を通して、官民それから JICA のような政府機関、JBIC のような政府機関が連携して、こういう趣旨を徹底していけるような体制を作るうえで、JICA がご協力できればと思っております。

- **原科議長** 松本悟委員、どうぞ。
- **松本悟委員** つまり、提言を出した以上は、それがどのように取り入れられるか、あるいは、なぜ取り入れられないのかというのをしっかり理解したうえで、この委員会は最後に閉じるのが筋だと思っているそういう立場からいきますと、この提言の中で、特に日本政府等に求められるところについては、今の富本委員のご説明では、JICA のほうで種々の機会を通じて、JICA からこの提言の趣旨を伝えていくと。そういう方法によって、提言の内容をなるべく生かしていこうというご意見だということではよろしいのでしょうか。
- **富本委員** JICA ができる範囲というのは、そこぐらいではないかと思っております。ただ、この

中に委員として各省庁のかたがたがいらっしゃいますので、これは各省庁のご出身の委員のかたがたの自発といいますか、認識があらうかと思っておりますので、そういったところで、JICAからの働きかけとは別に意思表示なり決意表明なりしていただくということはあらうかと思っております。山田課長から十分な意思表示があったと思っておりますけれども、他の省庁からも同じようなラインで意思表示ができる機会があればいいなと個人的には思っております。

- **原科議長** 松本悟委員、どうぞ。
- **松本悟委員** それは、委員会としてお願いというベースになると思いますが、ぜひ次に参加されるときに、各省庁が所轄されている同類の機関、あるいは外務省の、国別であれば開調に対してどのような形で今後やっていくのかという点についてご説明をしていただきたいということを委員会名としてお願いするというのは、これは委員皆さんの合意だと思うのですが、私としてはそういうふうにしたらいと思うのですが、いかがでしょうか。
- **原科議長** 今の点はいかがでしょう。フォローアップ委員会は改定委員会の提言に基づき作った委員会ですから、今のようなご提言ですけれども、いかがでしょう。そういう動議が出ましたので。
- **富本委員** 今日は欠席されている委員が多いものですから。環境省のかたは来られていますけれども。
- **原科議長** 環境省のかた、いかがでしょうか。
- **田中秀穂委員** 環境省です。一言だけ言わせていただきます。  
国別援助計画を策定するような際については、必ず環境省からは、表できちんと表記していただくようにこれまでもお願いしていますし、そういう意味で、外務省さんにもそういった趣旨をくんで入れていただいておりますので、改めてそういうものをお出しになるかどうか、そういう必要があるかどうかというのは私の段階では判断できませんけれども、皆さん、これまでの議論を積み上げてきたという意味で言うと、ここに来ていただいているかたがたは十分理解はしていただいているのではなからうかと思っておりますが、いかがでしょうか。
- **原科議長** 改めてそういう機会を持たなくてもいいというご意見ですか。今持っていたきたいというご意見。どうぞ、松本郁子委員。
- **松本郁子委員** 私も、関係省庁のかたに、このフォローアップ委員会にも引き続き参加していただいておりますし、責任を持って関係省庁の対応ということに関してはこたえていただきたいなと思っております。
- **原科議長** ほかにいかがでしょうか。ご意見ございますでしょうか。今の件、いかがでしょうか。
- **田中秀穂委員** もう一回確認したいのですが、この会議として各省庁に何か文書を出すということですか。そういうご提案ですか。
- **原科議長** 会議の場で、そういう情報提供というか、決意表明ではないけれども、そういうことをお願いしたいというご希望だと思います。  
どうぞ、松本悟委員。
- **松本悟委員** 具体的に提言を読んでいただくと分かりますが、例えば要請書について、こういうものを盛り込んでいただきたいという提言をしております。これについては河野さんのところか分かりませんが、恐らく外務省に窓口があると。そこでこれを受けてどうされるか。尊重すると

言われるのか、ちょっとこれは難しいねとおっしゃるのか、それは外務省さんの判断だと思いませんけれども、少なくともこれを受けてどのように考えられるかという方向については、ぜひご意見を伺いたいということです。

それから、JICAと同様の調査機能を持っている法人、財団等、管轄している省については、権限外の場合もありますので、必ずしも全省言えるとは限りませんが、おっしゃられる範囲でその旨を担当する課に伝えるとか、あるいは自分の課が管轄なので、これについては何か対応を促してフォローアップ委員会でまた説明していただくとか、何かそのような説明を各省の委員のかたにさせていただきたいということです。

- **原科議長** そういうことであれば、これまで提言を作ってまいりましたので、その後の対応ということで、フォローアップ委員会でフォローアップをしなければいけないと思います。具体性はどの程度かそれぞれの状況によると思いますけれども、その後の対応について、次回ぐらいにご報告いただければと思います。次回は恐らく2か月は先になりますけれども。少なくともすぐには無理でしょうから、来年初めぐらいにお願いできればと思います。それでよろしゅうございませうでしょうか。

それでは、今日のところ、これで予定の議題は進みましたが、もう一つございますか。松本郁子委員、どうぞ。

- **松本郁子委員** フォローアップのところに関連することですが2点ありまして、前回の議論の中でも出たようですが、ガイドラインの法的位置づけについて、もしその後、何かJICAで進んでおりましたら教えていただきたいということです。

もう一つ、ガイドラインの周知徹底の中で、関心を持つNGOなどにも広く周知徹底というか、知らせるようなセミナーの開催などが書かれているのですが、それについて今の時点で何か予定がございましたら教えていただきたいと思います。

- **原科議長** 今の2点、お答えしたいと思いますが、これはどちらにお願いしましょう。

上條さん、お願いします。

- **上條** それは前回、森嶋先生からも法的な位置づけがどうなのかと、遵守に関するところですが。それは独立行政法人になったときに業務方法書というものができまして、その中で「遵守をする」という文章が入っています。また今、中期計画というのものもあるのですが、その中でも来年の4月1日までには作って、「遵守して業務を行う」という文章が入っています。

あと、NGOのかたや、また改訂委員会の場に出ていただいていないかたを対象にしたことは、冒頭、うちの鈴木からもご説明しましたが、今、東京で2回、大阪で1回の直接会う場はセットしておりまして、それに来ていただいてお話をまずさせていただくというのと、あとはまたJICAのいろいろなセンターとか支部があるわけですが、今、そちらのほうに東京と大阪以外で、ある程度人が集まりそうなのかとか、もしある程度人が集まりそうだとすることであればどういう方法でやるか、テレビ会議でやるか、時間的に余裕がもしできれば、そこで直接お会いするとか、そういう方法は適宜これから考えたいと思っています。なるべく多くのかたとお会いして、ご説明する機会を持ちたいと思っています。

- **原科議長** 補足をお願いします。鈴木さん、どうぞ。

- **鈴木** 12月1日ですけれども、JICAとNGOの定期的な連絡協議会というのがありまして、その

場でこの環境社会配慮ガイドラインについて今どうなっているのですかというご質問を実は受けることになっています。あまりたくさん時間はもらえないのですが、パブリックコンサルテーションをすれば、そういうお話と、これまでの討議の概要ぐらいはご説明する時間ができると思いますので、そういったかたが関心をさらに持って、また、そういうパブリックコンサルテーションに集まっていただけのかなと思っております。

○ **原科議長** 以上でよろしいですか。

前のほうの点ですが、法的根拠うんぬんは、むしろガイドラインのどこかに書いておいてもいいのではないのでしょうか。今のようなことであれば明確ですから、どこかに書いておいたほうがいいですね。そのほうがよろしいと思います。そういう工夫をしてください。

ほかにございますでしょうか。

それでは、ガイドラインの案、今日ご議論いただいたことに基づきまして修正をお願いいたします。

今後の日程ですが、そうしますとパブリックコメントが入るまでの議論は、この委員会としてはこういう形で今日で終わってよろしいですか、皆さん。

○ **上條** はい。

○ **原科議長** それでは、そういたします。それでは、直したものの確認はメーリングリストで行うといたしましょう。ファイナルのチェックはビューローのメンバーで担当することにいたします。よろしいですか。そういうことにいたします。タイミングはどうなりますか。

○ **上條** これから、今日は金曜日ですけれども、来週冒頭、JICA 内で議論できる場所は議論して案文を作りまして、メーリングリストで皆さんにまずはお見せしたいと思っております。早ければ火曜日ぐらいに議論して、水曜日ぐらいにこんな案文だというのができれば、水曜日ぐらいに皆さんに見ていただいて、ビューローの皆さんでもまた見ていただいて、おおよそパブコメに出すのはこれでよかろうというご判断を頂ければ、すぐウェブサイトに掲載するようにしたいと思います。

○ **原科議長** 英語版のほうはどうなっていますか。

○ **上條** 英語版のほうは提言の英語の校正をしている段階です。その7章部分とかなり似ているといえは似ていますので、提言のところの校正作業を実はこれから環境女性課でやるのですが、その作業ができ次第、今回のガイドラインの案で変わったところもありますので、そこをまた修正して、日本語版と少し時差は生じてしまうと思いますが、それもどうしたらいいのでしょうか。やはりまた皆さんに英語版を見てもらったほうがいいのでしょうか。

○ **原科議長** 英文版も基本としては事前に見ることになりますね。でも議論する時間はないから、MLで回していただくようなことで、基本的にはそちらでしっかりお願いすることになります。ケアレスミスとかあるといけないと。ただ、議論しなければいけないことが出て困りますね。そういうときはどうしますかね。そういうときは、急遽また。

ビューローでやりますか。どうでしょう、ビューロー対応でちょっと集まるわけにはいかないですか。それでは、英文のほうもMLで回していただいて、日を切っていただいてご意見を頂いて、何かある場合にはビューローで対応するというので。そして、英文の公表は若干遅れるけれども、日本語は先にパブリックコメントをスタートするというのにいたしますか。

- **上條** 多分パブリックコメントも日本国内から来るのが主だと思いますので、英語はできないからそれを遅らすというのもあまり理由にはならないと思いますので、日本語ができ次第、すぐに出したいと思います。
- **原科議長** では、パブリックコメントは12月1日を目標にスタートしていただきたいと希望いたします。その希望に向かってやっていただけますか。無理？
- **上條** 私は来週出張します。
- **原科議長** では、上旬目標を進めると。パブコメの受付は、2か月間は必要だと思いますから、2か月ということを守ってください。英語のほうはそれから2週間程度遅れてもやむをえないと思いますが、なるべく早く英語のほうもやってください。英語もやはり2か月ぐらいやったほうがいいと思います。

それでは、そういう段取りでよろしゅうございますか。特に異議なしということで、そのように進めていただきます。

それでは、あと数分ありますが、今日は予定の審議事項は終わりましたので、これで終了いたします。

次回は、そういたしますとパブリックコメント以降になりますが、次の日程はどうなりますか。
- **上條** パブリックコメントのスケジュール次第になりますが、早ければ来年2月の中旬でしょうか。
- **原科議長** 日程は今日はまだ決められないですね。
- **上條** もし今、決められたら、それはそれでいいのですが、まだ皆さん、かなり先で、スケジュールが決められない部分もあるのではないかと。
- **原科議長** 委員のかたも全員おそろいではないので、日程のほうは事務局で対応していただいて決めてください。
- **上條** 1月ぐらいいに入ったら原科先生に・・・。
- **原科議長** そうですね。年明けぐらいいにそういたしましょう。そのようなことで、次回は2月の中ごろになるかと思いますが、パブリックコメントが終わった段階で、それに対する対応が整理できた段階になります。

それでは、今日はこれで閉じさせていただきます。どうもご協力ありがとうございました。

午後十六時五十七分 閉会